第２部　中小規模会社の「監査役監査基準」の手引書

1　監査役監査基準は、監査役が適切な監査を行うための「道標」である。本手引書の第２部は、中小規模会社（以下「中小会社」という。）の監査役が、日本監査役協会が公表した基準を参考に、自社の機関設計や実情に沿った監査役監査基準を作成し、これを活用するための手引書（ガイドブック）である。

2　そのために、本編では、中小会社に多く見られる以下の状況に適合できる**規定例**を示すとともに、**【解説】**において基準の条文や**規定例**を自社の実情に応じて実際に利用する際のガイドとなるように留意点等について説明した。

(1) 中小会社が数多く採用している**「機関設計（取締役会＋監査役）」**の場合に対応できること。

(2) 監査役会は設置していないが、監査役が２名以上存在し、「常勤」の監査役を置いている場合や**「監査役協議会」**（又は「連絡会」等）を設けている場合にも対応できること。

(3) 会計監査人は設置していないが、**任意で監査法人又は公認会計士に会計監査を依頼**している場合の監査役の対応例について示すこと。

3　**規定例**は、中小会社で実際に使用されている実例に加え、会社法の規定と抵触しない範囲内で、基準の規定の一部簡素化が可能だと思われる例を示した。なお、**規定例**は、自社に相応しい規定のあり方について検討する際の参考のためであり、協会の監査基準そのものを変更するものではない。

4　なお、解説とは別に、**【コメント】**として、基準の運用において参考になると思われる中小会社の監査役の意見や体験談を紹介した。

5　監査役が監査基準を作成し、これを活用するためには、会社法における「監査役の役割、権限、義務、責任」の基本について正しく理解することが重要である。そのため、第１部の「監査基準を理解するための会社法」において監査役に係る会社法の基本事項を分かりやすく説明するとともに、本編の**【解説】**でも、基準の各規定と会社法との関連、用語の意味等について説明した。

6　監査基準を制定したなら、これに則した監査業務を実践することが大切である。本手引書の「参考資料」では、監査役が自社の監査基準に基づき適切な監査活動を行うために「監査基準を実践するための中小規模会社監査役の監査実務の例示」その他の参考資料を例示している。本編と併せこれらの資料も是非活用して頂きたい。

7　本編は、中小会社の監査役の要望に応えるために作成したものであるが、大規模会社の監査役にとっても有益だと思われる。全ての監査役が、自社に適した監査基準を作成し、会社法が期待する監査役監査活動を展開するための参考にして頂ければ幸いである。

第２部　中小規模会社の「監査役監査基準」作成のためのガイドブック　＜目　次＞

第１章　本基準の目的

第１条　目的 30

第２章　監査役の職責と心構え

第２条　監査役の職責 32

第３条　監査役の心構え 33

第３章　監査役及び監査役会

第４条　常勤監査役 38

第５条　社外監査役及び独立役員 39

第６条　監査役会の機能 41

第７条　監査役会の職務 44

第８条　監査役会の運営 45

第９条　監査役選任手続等への関与及び同意手続 48

第 10 条　監査役候補者の選定基準等 52

第 11 条　監査役の報酬等 55

第 12 条　監査費用 57

第４章　監査役監査の環境整備

第 13 条　代表取締役との定期的会合 58

第 14 条　監査役監査の実効性を確保するための体制 59

第 15 条　補助使用人 60

第 16 条　補助使用人の独立性の確保 61

第 17 条　監査役への報告に関する体制等 62

第５章　業務監査

第 18 条　取締役の職務の執行の監査 65

第 19 条　取締役会等の意思決定の監査 68

第 20 条　取締役会の監督義務の履行状況の監査 69

第 21 条　内部統制システムに係る監査 70

第 22 条　企業集団における監査 76

第 23 条　競業取引及び利益相反取引等の監査 77

第 24 条　企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会 80

第 25 条　事業報告等の監査 83

第 26 条　事業報告における社外監査役の活動状況等 85

第６章　会計監査

第 27 条　会計監査 87

第 28 条　会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認 88

第 29 条　会計監査人の報酬等の同意手続 89

第 30 条　会計方針等の監査 90

第 31 条　計算関係書類の監査 91

第 32 条　会計監査人の選任等の同意手続 94

第７章　監査の方法等

第 33 条　監査計画及び業務の分担 95

第 34 条　内部監査部門等との連係による組織的かつ効率的監査 97

第 35 条　企業集団における監査の方法 100
第 36 条　取締役会への出席・意見陳述 101
第 37 条　取締役会の書面決議 102
第 38 条　特別取締役による取締役会への出席・意見陳述 102
第 39 条　重要な会議等への出席 103
第 40 条　文書・情報管理の監査 104
第 41 条　法定開示情報等に関する監査 105
第 42 条　取締役及び使用人に対する調査等 106
第 43 条　会社財産の調査 107
第 44 条　会計監査人との連係 107
第８章　会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当
第 45 条　会社の支配に関する基本方針等 109
第 46 条　第三者割当の監査 111
第９章　株主代表訴訟等への対応
第 47 条　取締役と会社間の訴えの代表 113
第 48 条　取締役等の責任の一部免除に関する同意 114
第 49 条　株主代表訴訟の提訴請求の受領及び不提訴理由の通知 116
第 50 条　補助参加の同意 118
第 51 条　訴訟上の和解 119
第 10 章　監査の報告
第 52 条　監査内容等の報告・説明 120
第 53 条　監査調書の作成 120
第 54 条　代表取締役及び取締役会への報告 121
第 55 条　監査報告の作成・通知 121
第 56 条　電磁的方法による開示 125
第 57 条　株主総会への報告・説明等 126
（附則） 127

第１章　本基準の目的

１　本章は、**全ての監査役に適用**される。

２　監査役監査基準は、第１条に規定のとおり、監査役の職責とそれを果たすための心構えを明らかにし、監査を行う際の基準と行動指針を定めるものである。

　監査役は、自社の監査基準に則して行動しなければならないことは当然であるが、自社の企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の状況にも配慮して監査活動を実施することが重要である。

３　なお、本基準は、全ての監査役を対象にしているが、定款の定めにより監査役の監査範囲を会計に関するものに限定している場合（法 389）は含まない。

○　当協会の監査役監査基準の規定（表の左欄）のうち、**「監査役会」**及び**「会計監査人」**の用語について、ゴシック体で表記のうえ下線を付した。また、各社で自社の監査基準を検討又は見直す際にポイントとなると思われる箇所について、下線を付した。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
第１章　本基準の目的 **（目的）** **第１条** １．本基準は、監査役の職責とそれを果たすうえでの心構えを明らかにし、<u>併せて、その職責を遂行するための監査体制のあり方と</u>、監査にあたっての基準及び行動の指針を定めるものである。	規定例 **（監査体制については触れない）** 1. 本基準は、監査役の職責とそれを果たすうえでの心構えを明らかにし、監査にあたっての基準及び行動の指針を定める。	**【解説】** 規定例 **（監査体制について）** 規定例は、中小会社に多い一人監査役の場合等を念頭に、基準の主目的のみを規定した例である。しかし、一人監査役であっても、今後望ましい「監査体制」のあり方を模索していく観点からは、基準のままでも良い。

2．監査役は、企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の監査環境にも配慮して本基準に則して行動するものとし、監査の実効性の確保に努めなければならない。	**規定例1（チャレンジと統制のバランス）** 2. 監査役は、会社の健全な発展と活力に不可欠なチャレンジと適切な統制・管理とのバランスに留意して、本基準に則して行動し、監査の実効性を高めるように工夫する。 **規定例2（会社の管理体制）** 2. 監査役は、会社の経営管理体制、予算管理体制、情報の管理及び開示体制その他の内部統制体制の構築・運用状況の改善に配慮し、本基準に則して行動するものとする。 **規定例3（業態、経営環境等の変化）** 2. 監査役は、会社の業態、経営環境、事業リスク等の変化にも配慮して本基準に則して行動し、監査の実効性の確保に努める。	**【解説1】規定例1（チャレンジと統制のバランス）** ① 会社の持続的で健全な発展のためには、適切な統制は当然であるが、チャレンジも極めて重要である。 ② これは、全ての企業に共通することではあるが、特に中小会社の場合、監査役はこの二つのバランスに目を向けることが重要だと思われる。 **【解説2】規定例2（経営管理体制等の整備）** ① 会社の事業分野や規模の拡大に応じて、会社の管理体制も整備していく必要がある。 ② 特に、上場を目指す場合は、東京証券取引所（東証）の上場規則に対応した整備が求められるので、取締役と同様に、監査役も適切な整備について留意する。 **【解説3】規定例3（会社の業態等の変化）** 会社の業態、経営環境、リスク等は絶えず変化する。監査役もこれらの変化に絶えず注意し、対応することが必要である。

第２章　　監査役の職責と心構え

１　本章は、**全ての監査役に適用**される。

２　第２条の「良質な企業統治体制」を確立する責務は、取締役（会）も負っているが、監査役は、取締役の職務の執行を監査することにより、自らも責務を負っていることを強調したものである。

３　会社法（旧商法も含む）における監査役の権限は、企業不祥事が発生する度に、強化されてきた。
第２条は、この事実を踏まえて設けられている。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
第２章　監査役の職責と心構え **（監査役の職責）** **第２条** １．監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っている。	**規定例1（同趣旨を分かり易く規定した例）** 1．監査役は、取締役とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、会社の健全な経営と社会的信頼の向上に留意し、株主の負託と社会の要請に応えなければならない。 **規定例2（同趣旨だが規定振りを変更）** 1．監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として選任されていることを自覚し、監査活動を通じて、企業の健全で持続的な成長の確保と社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与するように努めなければならない。	**【解説1】規定例1（同趣旨の別の規定例）** 第2条第1項の趣旨に沿った平明な規定例である。なお、基準の趣旨を徹底するなら、2行目を「会社の健全な経営と持続的な成長の確保及び社会的信頼の向上に留意し」とすることも考えられる。 **【解説2】規定例2（規定ぶり変更の理由）** この変更は、次の2つの理由による。 ①　監査役は「株主により」選ばれたものであるとの自覚を促すこと。 ②　良質な企業統治の確立には、取締役と監査役の両方の努力が不可欠なので、「確立に寄与するように努める」との表現にしている。

2．前項の責務を果たすため、監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人及び**会計監査人**等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。	**規定例1（コンプライアンスと不祥事防止を強調）** 2．監査役は、取締役の職務執行の状況を調査し、必要があると判断した場合、及び、取締役の職務執行が法令又は定款に違反するおそれがあると認めた場合には、取締役に対し必要な助言または勧告を行い、かつ、重大な損失の発生を未然に抑止するために、的確にその職務を遂行しなければならない。 **規定例2（会計監査人を置いていない場合）** 「及び会計監査人」を削除する。 **規定例3（任意監査を依頼している場合）** 会計監査人に替えて「監査法人」等としても良い。	**【解説1】（監査権限の適切な行使）** 第2項は、監査役が第1項の責務を果たすため、取締役の職務執行を監査するために付与されている権限（法 381～386、397）を適切に行使すべきことを定めている。 **【解説2】規定例3（任意監査を依頼している場合）** 会計監査人は設置していないが、監査法人又は公認会計士に任意の会計監査（以下「任意監査」という。）を依頼している場合は、自社の実情に合わせて規定しても良い。 ➡ 任意監査を依頼している場合の監査役の対応については、第6章「会計監査」参照。
（監査役の心構え） **第３条** 1．監査役は、独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動しなければならない。	**規定例1（「公正不偏の態度」の一内容として多様な利害関係者の利益に配慮する旨表した例）** 1．監査役は、法令及び定款並びに関連諸規程の定めに準拠し、会社、株主その他の利害関係者（注）のため公正不偏な態度をもってその職務を遂行しなければならない。 （注）「利害関係者」を「ステークホルダー」としても良い。 **規定例2（基準の趣旨に沿った他の規定例）** 1．監査役は、常に独立の立場と公正不偏の態度を保持し、健全な経営の推進のために信念をもって行動することを心がけなければならない。	**【解説1】（独立の立場と公正不偏の態度）** ① 監査役が保持すべきものとして会社法施行規則第 105 第3項に規定されている。 ② 同第 105 条は、監査役の意思疎通、情報の収集、監査環境の整備に対する責務とともに、取締役が監査役の職務執行のために必要な体制を整備すべきことを定めており、取締役及び監査役の両方にとって重要である。 **【解説2】規定例2（信念に基づき行動）** 監査役の責務を全うするためには、企業を良くするとの信念を持って行動することは重要である。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
2．監査役は、監査品質の向上のため常に自己研鑽に努めなければならない。		**【解説】（自己研鑽）** 「新任監査役ガイド」Q2「監査役の基本スタンス」を参照。 **【コメント】（自己研鑽）** 監査役は幅広い視野と良識が求められる。様々な分野に目を向け、研鑽に努める事が大切である。
3．監査役は、適正な監査視点の形成のため、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と企業をめぐる環境の変化を把握するよう努めなければならない。		
4．監査役は、平素より会社及び子会社の取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。	**規定例（子会社がない場合）** 「及び子会社」を削除する。	**【解説1】規定例（子会社について）** 現在はなくても、子会社の設立や買収が予想される場合は、あえて削除しなくて良い。 ➡ 子会社がない場合の対応等については、第22条（企業集団における監査）参照。 **【解説2】（会社法の関連規定）** 施行規則 105②
5．監査役は、監査意見を形成するにあたり、よく事実を確かめ、必要があると認めたときは、弁護士等外部専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努めなければならない。	**規定例（外部専門家の例示）** 「弁護士等」を削除しても良い。	**【解説】規定例（弁護士等）** ① 例示なので、削除しても良い。 ② 日本監査役協会の相談サービス等の利用も考えられる。 ③ しかし、企業不祥事発生の場合、取締役の任務懈怠を問題とする場合、株主代表訴訟等の場合等は、監査役が善管注意義務を果たしつつ適切に対応するために、弁護士に相談することが重要である。

６．監査役は、その職務の遂行上知り得た情報の秘密保持に十分注意しなければならない。		**【解説】（秘密保持）** 監査役は、企業グループ全体の監査や調査を通じて様々な情報を取得する。 監査役が、情報の秘密を守ることは、監査役監査の信頼性の基礎であり、善管注意義務の一部である。
７．監査役は、企業の健全で持続的な成長を確保し社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立と運用のために、監査役監査の環境整備が重要かつ必須であることを、代表取締役を含む取締役に理解し認識させるよう努めなければならない。	**規定例（社長に対して監査役監査に対する理解度を深める）** 7. 監査役は、日頃から代表取締役社長と十分にコミュニケーションを持ち、社長が企業統治の重要性及びそのための監査役監査の意義と活動について理解し、円滑な監査役監査の遂行について協力が得られるように努める。	**【解説】規定例（社長の理解度を深める）** 中小会社の場合、社長の存在感、依存度、権限は際だって強いので、社長に監査役制度の意義と監査役の役割について十分理解を得ておくことが重要。社長とは、恭順でも敵対でもなく、適度な緊張関係を持ちつつ何でも話し合える信頼関係を築くことが理想である。

第３章　　監査役及び監査役会

本章は、監査役会が設置されていることを前提に、監査役会及び監査役の権限とその行使について定めている。

1　監査役会の権限と監査役の権限について

本章について整理すると、以下のとおりとなる。

➡　監査役会の権限等については、47 頁**【解説】**（監査役会の権限と決議について）参照。

(1) **主に監査役会設置の場合のみに適用されるもの（第４条～第８条）**

第４条　「常勤監査役」　（注）監査役会設置会社は常勤監査役を選定しなければならないが、非設置でも選定される場合がある。

第５条　「社外監査役及び独立役員」　（注）監査役会設置会社は社外監査役を選任しなければならないが、非設置でも選任される場合がある。独立役員は上場会社のみに該当する。

第６条　「監査役会の機能」

第７条　「監査役会の職務」

第８条　「監査役会の運営」

(2) **監査役会が非設置の場合は、監査役として対応するべきもの（第９条～第 12 条）**

第９条　「監査役選任手続等への関与及び同意手続」

第 10 条「監査役候補者の選定基準等」

第 11 条「監査役の報酬等」

第 12 条「監査費用」

○　上記(1)の条文は、監査役会を設置していない場合には、原則として削除可能である。
しかし、第４条及び第５条に関する注記の場合に加え、次頁「２」の「監査役協議会」等を設けて監査役会に準じた運営をする例もあるので、**個々の条項については、会社の実情に応じて削除するか、修正して残すか、十分検討のうえ決める必要**がある。

○　上記(2)の条文は、**監査役会を設置していない場合、「監査役会」を「監査役」と修正して規定することが必要**である。

2　**「監査役協議会」について**

監査役の数が２名以上の場合、「監査役協議会」又は「監査役連絡会」 等（注１）を設ける例があり、その場合の規定例を示した。

監査役協議会等は、「監査役会」と異なり、法的機関（注２）ではなく、会社内の任意の会議体である。
そのため、会社法 390 条（本基準では第７条）に定める権限を持たず、あくまでも、監査役間の情報共有、意見交換（注３）及び会社法において求められる監査役の同意又は協議（注４）を行うための場として設けられていることに留意する。
しかし、協議会等は、監査役全員による組織的な運営に資するので、各監査役の監査の実効性と効率性の向上に役立つものと期待される。
（監査役協議会等を設けた場合の留意点等については、「第１部　監査基準を理解するための会社法」１（3）「監査役協議会等を設けた場合の役割、権限、義務、責任」参照）

（注１）　協議会、連絡会など様々な呼び方があるが、本規定例においては、必要に応じて「協議会」と略称表示した。
（注２）　「機関」：会社の意思を決定し、行為をする人又はその組織体。会社法においては、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会等である。
（注３）　会社法施行規則第 105 条第４項　「監査役は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該株式会社の他の監査役（一部略）との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。」
（注４）　監査役協議会の場合の「協議」は、必ずしも会社法における「協議（全員の合意により決する）」との意味ではなく、「集まって相談する」との一般的な意味で使用している。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
第３章　監査役及び監査役会	**規定例1（監査役会を設置していない場合）** 第3章　標題 「及び監査役会」を削除する。 **規定例2（監査役協議会等を設けている場合）** 第3章 「監査役及び監査役協議会」とする。	

第４条（常勤監査役）

１　「監査役会」設置会社でなくても、**常勤監査役を任意で選定している場合は、実情に合わせて修正**のうえ規定する。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（常勤監査役） **第４条** １．**監査役会**は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない。	規定例1 **（常勤の監査役を置いていない場合）** 第4条を削除する。 規定例2 **（監査役の勤務形態）** 1. 監査役は、その職責を果たすため、会社の業態、リスク等に適合した企業統治のあり方について代表取締役と協議し、その一環として監査役の適切な勤務形態について定めるものとする。 規定例3 **（上記の場合において、常勤の監査役を置くとき）** 1. 監査役の勤務形態は、常勤とする。 規定例4 **（監査役協議会を任意で設けている場合）** 1. 常勤の監査役を置く場合、各監査役は、監査役協議会において常勤となる者を確認し、常勤の監査役と非常勤の監査役との間で、役割の分担を決めるものとする。 ただし、この決定は、各監査役の権限の行使を妨げない。	**【解説1】（常勤監査役）** ①　監査役会設置会社以外は、監査役に常勤か非常勤かの区別はない。 ②　会社法に「常勤」監査役の定義はないが、会社の営業時間中、常に監査職務に従事できる状態にある監査役と解されている。 ③　監査役の権限、義務、責任には、常勤か非常勤かによる違いがないことに留意する。 **【解説2】** 規定例4 **（監査役協議会がある場合）** ①　常勤の監査役を置くときは、（実態は、予め決まっていたとしても）常勤となるものについて全員で確認しておくことが望ましい。 ②　常勤監査役を「協議会が選定できる」と規定することは可能であるが、監査役会と異なり選定の権限がある訳ではない。監査役間の合意によりそのように決めているということである。 ③　監査役が複数いるときは、各監査役間の話し合いにより、役割分担することが可能である。この場合、だからと言って監査役の独任制（個々の監査権限）には影響しない。役割分担したときは、必ず、分担した監査役に報告を求め、監査の方法、内容、結果について確認し、必要な場合は意見を述べなければならない。
２．常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証する。	規定例 **（日常的なコミュニケーションと情報の収集）** 2. 常勤監査役は、その特性を踏まえ、取締役、その他の使用人と日常的なコミュニケーションを図り、積極的に社内の情報の収集に努め、業務の遂行状況、課題、リスク等を把握し、現場における内部統制システムの構築・運用の実態についても日常的に確認する。	
３．常勤監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査役と共有するよう努めなければならない。	規定例 **（情報の共有）** 3. 常勤監査役は、出席した社内会議の資料及び討議内容、閲覧した稟議書等の中で、重要なものや参考となるものは、非常勤監査役に報告・説明し、積極的に情報共有に努める。	**【解説】（情報の共有）** 会社法施行規則第 105 条第4項に基づく。

第５条（社外監査役及び独立役員）

1　**社外監査役が選任（【解説】参照）されていない場合は、該当しない。**

2　「監査役会」設置会社ではないが、**社外監査役を任意で選任している場合は、実情に合わせて修正**のうえ規定する。

3　独立役員に関する規定は、東証の制度に対応しているので、**非上場会社の場合は、該当しない。**

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（社外監査役及び独立役員） **第５条** 1．社外監査役は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために法令上その選任が義務付けられていることを自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を他の監査役と共有することに努めるとともに、他の監査役と協力して監査の環境の整備に努めなければならない。また、他の監査役と協力して第 34 条第１項に定める内部監査部門等及び**会計監査人**との情報の共有に努めなければならない。	**【解説1】会社役員等の「選任」と「選定」について** 「選任」: 会社法上、新たに一定の地位を与えるために選ぶこと。 例:取締役、監査役、会計監査人の選任 「選定」: 会社法上、一定の地位にあるものに対して追加して一定の地位を付与するために選ぶこと。 例:「常勤」監査役、「代表」取締役の選定. 社外監査役は、社外要件を満たす監査役を株主総会において選ぶので「選任」であり、常勤監査役は、監査役会において監査役の中から選ぶので「選定」となる。 規定例1 **（社外監査役を選任していない場合）** 第1項を削除する(以下他の条項においても同じ。)。 規定例2 **（監査役会非設置会社において、社外監査役を選任している場合）** **第5条（社外監査役）** 1. 社外監査役は、監査体制の独立性及び中立性を一層高める**役割を期待されていること(【解説】①)**を自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、他の監査役と協力して、**内部統制の推進や内部監査に携わる部門等との意思疎通(【解説】②)**に努め、得られた情報を他の監査役と共有するように努めなければならない。また、他の監査役と協力して**代表取締役社長及び取締役と意見交換等を行い(【解説】③)**監査環境の整備に努めるものとする。	**【解説】** 規定例2 **（社外監査役）** ① 基準と同趣旨であるが、法令で義務づけられているわけではないので、「役割が期待されていること」等とする。 ② 社外監査役が非常勤である場合を想定して、内部統制部門等との意思疎通を図ることの重要性を強調している。会計監査人が設置されていれば、同様である。 ③ 監査環境の整備には、社外監査役が参加して代表取締役等と意見交換を行うことが有益なので、その趣旨を規定している。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
2．社外監査役は、その独立性、選任された理由等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されていることを認識し、代表取締役及び取締役会に対して忌憚のない質問をし又は意見を述べなければならない。		**【解説】（社外監査役の選任理由）** 社外監査役の選任議案における開示事項（第10条第5項参照）を見れば、会社との利害関係がなく、独立性・中立性が確保され、不祥事を予防し、発生したときは断固として対応できる人物が求められている。 ➡ 社外監査役に関する情報開示については、次項の**【解説1】**（事業報告における活動状況）も参照。
3．社外監査役は、法令で定める一定の活動状況が事業報告における開示対象となることにも留意し、その職務を適切に遂行しなければならない。 4．独立役員に指定された社外監査役は、一般株主の利益ひいては会社の利益（本条において「一般株主の利益」という）を踏まえた公平で公正な経営の意思決定のために行動することが特に期待されていることを認識し、他の監査役と協力して一般株主との意見交換等を所管する部署と情報の交換を図り、必要があると認めたときは、一般株主の利益への配慮の観点から代表取締役及び取締役会に対して意見を述べる。	**【解説1】　事業報告における社外監査役の活動状況（公開会社の場合）** 以下のものを含む（施行規則 124 四）。 ① 取締役会・監査役会への出席状況 ② 取締役会・監査役会における発言状況 ③ 発言により事業方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたときは、その内容 ④ 法令・定款の違反その他不正な業務執行が行われた事実があるときは、各社外監査役がその事実の発生の予防のために行った行為及びその発生後の対応として行った行為 **規定例1**　**（上場会社でない場合）** 第4項を削除する。 **規定例2**　**（「会社の利益」の表現について変更）** 「一般株主の利益すなわち**株主共同の利益**（本条において「一般株主の利益」という）」とする。	**【解説2】（独立役員制度）** 東証が、企業行動規範により、上場会社に対して、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役の中から独立役員として1名以上確保し、東証に届け出ることを求めている制度。 東証『独立役員の確保に係る実務上の留意事項について（2013 年 7 月版）』を参照。 ➡ 独立役員については、第 10 条第4項も参照。 **【解説3】　規定例2　（一般株主の利益）** 「一般株主の利益は、株主共同の利益とも言い換えることができ、上場会社の利益と一致することが通常。（ただし）個々の利害関係者の利害は常に一致するわけではなく、通常、利害調整は日常の経営の中で行われる」【東証の「独立役員に期待される役割」（平成 22 年 3 月）より】

第６条（監査役会の機能）

1　本条は、**「監査役会」設置会社でない場合は、該当しない。**

2　ただし、**監査役協議会等を任意で設けている場合**は、各事例に示した規定例と解説を参考にして、**自社の実情に合わせて修正のうえ、規定を設ける**ことも考えられる。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（監査役会の機能） **第６条** 1．**監査役会**は、すべての監査役で組織する。	規定例1 **（監査役会が設置されていない場合）** 第6条を削除する。 規定例2 **（基準を参考に監査役協議会について規定を設ける場合）** **第6条（監査役協議会）** 1．監査役は、各監査役の監査の計画、方法、内容並びに監査過程における発見事項及び結果等について報告し、相互に情報交換を行うとともに、会社法に基づく監査役の同意、協議等を行うことを目的に、監査役協議会を設ける。 監査役協議会は、全ての監査役で構成する。 規定例3 **（協議会の目的事項を、第７条で別途定める場合の記載例）** 1．監査役は、第7条に定める事項を行うことを目的に、監査役協議会を設ける。 監査役協議会は、全ての監査役で構成する。	**【解説1】（監査役会）** 会社法第 390 条から第 395 条に基づく。 **【解説2】** 規定例2 **（監査役協議会）** 規定例2は、監査役協議会に関する規定を基準に設ける場合の例を示している。 ➡ 監査役協議会等を設ける意義等については、第3章の冒頭2「監査役協議会について」参照。 **【解説3】** 規定例3 **（監査役協議会の目的事項）** 規定例2では、監査役協議会を設ける「目的」についても定めているが、規定例3では、「目的」については第7条で別途規定する場合の例を示している。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
2．各監査役は、**監査役会**が監査に関する意見を形成するための唯一の協議機関かつ決議機関であることに鑑み、職務の遂行の状況を**監査役会**に報告するとともに、**監査役会**を活用して監査の実効性の確保に努めなければならない。ただし、**監査役会**の決議が各監査役の権限の行使を妨げるものではない。	**監査役協議会等を設けている場合、上記 規定例2 に示す第1項に続く第2項から第4項の規定例を以下に示す。** **規定例 （協議会を設けた場合）** 2．(1) 各監査役は、職務の遂行の状況を監査役協議会において報告するとともに、監査役協議会を活用して監査の実効性の確保に努めるものとする。ただし、監査役協議会における決定は各監査役の権限の行使を妨げない。 (2) 会社法に基づく監査役の過半数の同意は、監査役協議会の討議を経て行うことができる。監査役全員の同意又は協議についても同様とする。 **【解説1】 監査役協議会における決議** ① 監査役協議会は、監査役会と異なり、法定の決議機関（法 393）ではないが、実際には決議が行われている。 ② 協議会における決議とは、監査役が二人以上いる場合に、会社法において求められる以下の事項に関する過半数の同意を監査役協議会の討議を経て行っているということである。 **【解説2】（会社法上、「監査役の過半数の同意」を必要とする事項）** 法 343① 「監査役の選任議案」の提出 法 344① 「会計監査人の選任議案」の提出 「会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的」とすること 法 344② 監査役が上記の議案の提出について取締役に請求すること 法 399① 会計監査人の報酬の決定 ［右の欄に続く ］	〔左の欄から続く〕 同様に、以下の事項に関する監査役全員の同意（又は協議）についても、監査役協議会の場を活用して行うことは可能である。 **【解説3】（会社法上、「監査役全員の同意（又は協議）」を必要とする事項等）** 法 340② 「会計監査人の解任」 法 387② 「各監査役の報酬額の決定」 法 425③ 「取締役等の責任の一部免除」 （本項を準用する場合を含む） ➡ 基準第48条参照。 法 849② 「会社による訴訟の補助参加」 ➡ 基準第50条参照。

３．**監査役会**は、必要に応じて取締役又は取締役会に対し**監査役会**の意見を表明する。	規定例 **（協議会を設けた場合）** 3. 監査役は、監査役協議会において同意した事項について、必要に応じて、取締役又は取締役会に対し監査役協議会の意見として表明する。 ただし、各監査役がそれぞれの意見を表明することを妨げない。	**【解説】** 規定例 **（監査役協議会の意見）** 会社内では、監査役協議会として発信を行うことは、監査の実効性を高めるために有効と考えられる。
４．**監査役会**は、法令に定める事項のほか、取締役及び使用人が**監査役会**に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受けるものとする。	規定例 **（協議会を設けた場合）** 4. 監査役は、法令に定める事項のほか、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項（報告事項・内容・時期・報告を受領する監査役を含む）について、監査役協議会に諮ったうえで、取締役と協議して定め、報告を受けるものとする。 取締役又は使用人から報告を受領した監査役は、遅滞なく監査役協議会においてその内容を報告する。 緊急度が高い場合は、直ちに他の全ての監査役に報告する。	**【解説】** 規定例 **（監査役に対する報告）** 監査役に対する報告については、第 17 条（監査役への報告体制）参照。

第７条（監査役会の職務）

1　監査役会は、法定機関として、下記第７条各号に掲げる職務（会社法 390②）を行うが、**監査役会を設置していない場合は、そのような権限はなく、本条は該当しない。**

2　ただし、**監査役協議会等を任意で設けている場合**は、各事例に示した規定例と解説を参考にして、**自社の実情に合わせて修正のうえ、規定を設ける**ことも考えられる。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（監査役会の職務） **第７条** **監査役会**は、次に掲げる職務を行う。ただし、第３号の決定は、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。 一　監査報告の作成 二　常勤の監査役の選定及び解職 三　監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定	規定例1 **（監査役会が設置されていない場合）** 第7条を削除する。 規定例2 **（基準の規定方法を参考に、監査役協議会の目的事項として規定を設ける例）** **第7条（監査役協議会の目的事項）** 監査役は、監査役協議会において、次の事項を行う。 一　各監査役の監査報告の内容の説明及び株主に提供する監査報告に関する討議 二　各監査役の監査の方針及び計画、業務及び財産の状況の調査の方法、監査過程で発見した重要事項及び監査の結果、その他各監査役の職務の執行に関する事項に関する報告及び討議 ただし、上記各号の規定は、各監査役の権限の行使を妨げない。	**【解説】** 規定例2 **（監査役協議会の目的）** ① 規定例2は、第6条第1項の規定例3に対応する。 ② 上記の解説のとおり、監査役協議会は第7条各号の職務を行うことができない。 そのため、規定例2では、監査役協議会の目的事項として定める場合の例を示している。 第一号：監査役会と異なり監査報告を作成することはできないので、各監査役が作成した監査報告について互いに説明し、株主に提供する監査報告について討議する旨を定めている（施行規則及び計算規則の各 133①二号ロ）。 第二号：監査役会に準じて、各監査役が監査の計画、実施状況、結果や問題意識等について相互に説明し、意見交換することを定めている（施行規則105④）。 ③ 監査役協議会において、常勤監査役となるものを確認するとの運用を行うときは、その旨を追加することも考えられる。 ➡ 第4条1項の規定例4参照。

第８条（監査役会の運営）

1　**監査役会設置会社でない場合は、本条は該当しない。**

2　ただし、**監査役協議会等を任意で設けている場合**は、**会議体の開催（第１項）、議事の進行（第２項）、議事の記録（第５項）について、基準に規定することは可能**であり、その例を示した。

3　協議会は監査意見を形成するための法定の決議権限はないため、第３項及び第４項は該当しない。

4　なお、規定例3のように、会議体の運用に係る事項は、監査役協議会の規定を別途設けて定める方法もある。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（監査役会の運営） **第８条** 1．**監査役会**は、定期的に開催し、取締役会の開催日時、各監査役の出席可能性等にも配慮し、あらかじめ年間の開催日時を定めておくことが望ましい。ただし、必要があるときは随時開催するものとする。	規定例1　**第8条（監査役会が設置されていない場合）** 第8条全体を削除する。 規定例2　**（監査役協議会の運営について、8条と同様に規定する場合）** **第8条（監査役協議会の運営）** 「監査役会」を「監査役協議会」に修正する。 規定例3　**（監査役協議会規則を別途定めている場合）** **第8条（監査役協議会の運営）** 1．監査役協議会の運営に関しては、別に定める監査役協議会規則による。	**【解説】**規定例3**（監査役協議会規則）** 規定例3の場合、協議会の運営上の事項（第８条第１項、第２項及び第５項）は、監査役協議会規則において定め、監査基準からは削除する。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
2．**監査役会**は、その決議によって監査役の中から議長を定める。**監査役会**の議長は、**監査役会**を招集し運営するほか、**監査役会**の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監査役の権限の行使を妨げるものではない。	**規定例1（監査役会が設置されていない場合）** 第2項を削除する。 **規定例2（監査役協議会議長を定めている場合）** 2. 監査役協議会は、監査役全員（又は、過半数）の同意により、監査役の中から議長を定めることができる。 議長は、監査役協議会を招集し議事の進行を担当するほか、監査役協議会において決定された運営上の事項を行う。 **規定例3（規定例2の代案～常勤の監査役がいる場合）** 2. 監査役協議会の議長は、常勤の監査役が務める。	**【解説】規定例1（監査役会等の議長）** 監査役会議長が設けられている例は多いが、会社法には、監査役会議長の職務に関する規定はない。単に、「議長が存する場合は、議事録に氏名を記載する」と定められているのみである（施行規則 109③五）。 （参考）　「監査役会は、議長が招集し運営する。」（監査役会規則ひな型 10①）
3．**監査役会**は、各監査役の報告に基づき審議をし、監査意見を形成する。	**規定例1（監査役会が設置されていない場合）** 第3項を削除する。 **規定例2（監査役協議会による監査意見の交換）** 3. 各監査役は、監査役協議会において、他の監査役より報告を受け、監査意見の交換をする。	**【解説】規定例1（監査意見の形成）** ① 基準第3項でいう「意見の形成」は、**法定機関としての意見の形成**であり、**監査役会が非設置の場合は、該当しない。** ② 監査役協議会等において意見交換することは有意義であるが、監査意見の形成は各監査役の責務であることに留意する。
4．**監査役会**の決議を要する事項については、十分な資料に基づき審議しなければならない。	**規定例（監査役会が設置されていない場合）** 第4項を削除する。	**【解説】（監査役会の審議）** 第4項は、**法定の決議機関として必要な意思決定のプロセスを定めたもの**であり、監査役会が非設置の場合は該当しない。ただし、各監査役が監査役協議会等において会社法上の同意権限行使のための決議（決定）等を行うときは、基準第4項に規定するのと同様の注意を払う必要がある。
5．監査役は、**監査役会**議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめ、出席した監査役は、これに署名又は記名押印しなければならない。	**規定例（監査役協議会の議事録について定める場合）** 「監査役会」を「監査役協議会」に修正する。	**【解説】規定例（協議会等の議事録）** 議事録は、各監査役の職務遂行の内容を証する記録となるので、監査役会議事録に準じて作成しておくことが望ましい。

【解説】監査役会の権限と決議について

1　監査役会の権限（監査役会の決議を要するもの）

①　常勤監査役の選定及び解職
②　監査の方針、会社の業務・財産の状況の調査、その他監査役の職務執行に関する事項の決定　（ただし、各監査役の監査権限を妨げない）
③　監査役会監査報告の作成　（以上法 390）
④　監査役の選任に関する同意　（法 343③）
⑤　（会計監査人が設置されている場合：）
会計監査人に関する以下の事項の決定
- 会計監査人の選任・解任・不再任に関する同意・請求（法 344③）
- 監査報酬等の決定に関する同意（法 399②）
- 一時会計監査人の選任（法 346⑥）
- 職務怠慢、非行、心身の故障等による会計監査人の解任（法 340④）

2　監査役会の権限（上記以外のもの）

⑥　各監査役に対する職務執行の状況についての報告の請求
⑦　会社に著しい損害を及ぼす事実に関する取締役による報告の聴取（法 357②）
⑧　重大な事実に関する会計監査人による報告の聴取（法 397③）

◎　左記事項に関する機関別の取扱いについて

A　「監査役会」設置会社の場合：
法定されている左記の事項については、監査役会において決議又は報告を受けなければならない。

B　「監査役会」設置会社でない場合：
左記の事項については、以下のとおりである。
①、③　適用されない。
②　　監査役の権限である。
④、⑤　監査役の権限なので、監査役が行う。
ただし、監査役が二人以上ある場合は、監査役の過半数の同意により行う。ただし、会計監査人の解任は、監査役全員の同意により行う。
⑥　　監査役は相互に報告を求めることはできるが権限ではない。
⑦、⑧　監査役の権限である。

C　監査役協議会等の任意の会議体の場合：
会社法の観点からは、協議会等の決議は、監査役が２人以上ある場合の同意や決定を、協議会の場を活用して行っていることに留意する。
➡　第6条第2項【解説】参照。

第９条　（監査役選任手続等への関与及び同意手続）

1　本条は、**全ての監査役に適用**される。

2　「監査役会」設置会社でない場合は、「監査役会」を「監査役」とする。

3　「監査役協議会」を設けている場合は、各項の規定例を参考に定めることも考えられる。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（監査役選任手続等への関与及び同意手続） **第９条** 1．**監査役会**は、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、同意の当否を審議しなければならない。同意の判断に当たっては、第 10 条に定める選定基準等を考慮する。	規定例1 **（監査役会が設置されていない場合）** 「監査役は、･･･選任議案について、同意の当否を決定しなければならない。･･･（以下同じ）」とする。 規定例2 **（監査役協議会を任意で設けている場合）** （上記規定例1に続けて）上記に関する監査役の（過半数の）同意は、監査役協議会における討議を経て行うことができる。	**【解説】（選任同意手続）** ① 監査役が二人以上いても、各自が同意の可否を決めれば良い。 ② しかし、実務的には、監査役間で意見交換し、監査役の同意の可否をまとめることが望ましい。 ➡ 第 10 条第 1 項の規定例3参照。
2．**監査役会**は、監査役の候補者、監査役選任議案を決定する手続、補欠監査役の選任の要否等について、取締役との間であらかじめ協議の機会をもつことが望ましい。	規定例 **（監査役会が設置されていない場合）** 第2項及び第3項（監査役会が設置されていない場合）において、「監査役会」を「監査役」とする。	**【解説】（監査役の候補者像）** 監査役として望ましい候補者像について、第10条に従ってあらかじめ社長に説明し、双方でコンセンサスを確立しておくことが大切である。
3．**監査役会**は、必要があると認めたときは、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすることを請求し、又は株主総会に提出する監査役の候補者を提案しなければならない。	規定例 **（監査役協議会を任意で設けている場合）** 「監査役会」を「監査役」と変更する。また、第3項の最後に、以下を追加する。 「（･･･提案しなければならない。）上記に関する請求又は提案は、監査役協議会における討議を経て行うことができる。」	

4．監査役は、監査役の選任、解任、辞任、又は不再任について意見をもつに至ったときは、株主総会において意見を表明しなければならない。	**規定例**（独立性を強調した事例） 4. 監査役は、監査役の独立性に留意し、監査役の選任、解任又は辞任について意見を持つに至ったときは、・・・（以下同じ）。 **【解説１】（監査役の「選任」、「解任」、「辞任」）** 会社法は、以下のとおり、選任・解任等においても、監査役の独立性を担保するための措置を講じている。 **1. 選任（法 341、343、345①④）** ① 監査役は、会社役員であり、株主総会で選任しなければならない（法 329） ② 監査役の選任議案を株主総会に提出するには、監査役（会）の同意が必要（法 343①③） ③ 監査役は、監査役の選任議案の提出を請求できる（法 343②）監査役の選任は、取締役と同様に、原則として株主の過半数が出席し、出席した株主の過半数の決議が必要（法 341） ④ 監査役は株主総会において監査役の選任について意見を述べることができる（法 345①④） **2. 解任（法 339、343④、309②七、345①④）** ① 監査役は、株主総会で解任することができる（法 339） ② 監査役の解任には、特別決議が必要（法 343④、309②七） ③ 監査役は株主総会において監査役の解任について意見を述べることができる（法 345①④） ［右の欄に続く］	〔左の欄から続く〕 **【注意】**「不再任」は、会計監査人の場合と異なり、監査役には該当しないので削除する。 **3. 辞任（法 345①～④）** ① 辞任した監査役は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。 ② 取締役は、辞任した監査役に対し、上記の株主総会の日時及び場所を通知しなければならない。 **【解説2】（監査役の辞任についての意見陳述）** ① 監査役は、株主総会において監査役の選任、解任、辞任について意見を述べることができる（法 345①～④）。本規定は監査役が株主総会において直接辞任の理由を述べることにより、監査役が代表取締役等から辞任を強要されないように間接的に保護したものである。 ② 期中に辞任した監査役は、次の株主総会で意見を述べることができるが、定時株主総会終結のときをもって辞任する場合は、当該株主総会では監査役として意見を述べることになる（法 345①④）。ただし、翌年の定時株主総会でも意見を述べることができるので、（法 345②～④）、他の監査役は、取締役が上記3②の通知を適切に行うかどうかを注視する必要がある。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
5．補欠監査役の選任等についても、本条に定める手続に従うものとする。	**【解説1】（補欠監査役の選任）** ① 補欠監査役は、(定款の定めがなくても)監査役が欠けた場合、又は、会社法もしくは定款で定められた員数を欠くことになるときに備えて選任することができる。 ② 補欠監査役の選任は、監査役を選任するときと同じ手続に従う(法329②)ほかに、会社法施行規則第96条に掲げる事項をも併せて決定しなければならない。 ③ ここでいう「補欠監査役」は、監査役に就任しない限り、監査役ではないので会社役員ではない。	**【解説2】（「補欠監査役」の用語には注意）** ① 補欠監査役の用語は、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役についても用いるので注意する。 ② この取扱いをするには、定款の定めが必要であり、選任議案には、任期満了前に退任する監査役の「補欠として」選任する旨を明示しなければならない。 ③ 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了するときまでであるが(法336③)、この場合の補欠監査役は正規の監査役であり、したがって会社役員である。

６．監査役及び**監査役会**は、社外監査役選任議案において開示される不正な業務執行の発生の予防及び発生後の対応に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討する。	規定例1 **（監査役会が設置されていない場合）** 「及び監査役会」を削除する。 規定例2 **（社外監査役が選任されていない場合）** 第6項を削除する。	**【解説】（社外監査役選任議案における開示）** ①「社外監査役選任議案の開示事項」 ➡ 第10条第5項の**【解説】（「監査役選任議案　における主要な記載事項」）**参照。 （注）本項の「不正な業務執行の発生の予防及び発生後の対応」に関する事項について選任議案への記載が求められるのは、公開会社だけである（施行規則76④括弧書き）。 ②「役員選任議案における開示が求められる会社」 株主総会における議決権の行使を書面で行うことができる旨を定めた会社は、議案の賛否を判断するのに必要な情報を「株主総会参考資料」に記載し、株主に交付しなければならない（法 298①三、法 301）。 （注）株主の数が 1,000 人以上の場合は、議決権を書面により行使できる旨を定めなければならない（法 298②）。

第１０条（監査役候補者の選定基準等）
1　本条は、**全ての監査役に適用**される。
2　「監査役会」設置会社でない場合は、「監査役会」を「監査役」とする。
3　「監査役協議会」を設けている場合は、各項の規定例を参考に定めることも考えられる。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（監査役候補者の選定基準等） **第 10 条** 1．**監査役会**は、監査役の常勤・非常勤又は社内・社外の別及びその員数、現任監査役の任期、専門知識を有する者の有無、欠員が生じた場合の対応等を考慮し、監査役候補者の選定に関して一定の方針を定めるものとする。	規定例１ **（監査役会が設置されていない場合）** 「監査役会」を「監査役」とする。 規定例２ **（中小会社における事例）** 1．監査役は、監査体制を維持するために最低限必要とする要件に加えて、望ましいと考える監査役候補者の資質や人物像などを示した候補者選定の基準や指針を作成し、代表取締役社長とあらかじめ協議しておくことが望ましい。 規定例３ **（上記規定例の代案）** 1．監査役は、望ましいと考える監査役候補者の資質や人物像などについて代表取締役社長に説明し、候補者選定の基準や指針を作成して了解を得ておくことが望ましい。	**【解説】** 規定例2･3 **（監査役の選定基準等）** ①　望ましいと考える監査役の選定のためには、第3条第7項（社長の理解度を深める）、第9条第2項（監査役の候補者像）等に関する解説の通り、社長とのコミュニケーションが大切である。 ②　経営者の個人的関係に偏った人選に対する牽制や経営者が提案した候補者に対して監査役が合理的な理由に基づき不同意を表明するためには、規定例2又は規定例3のような対応が必要であろう。
2．監査役候補者の選定に際しては、**監査役会**は、任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して、監査役としての適格性を慎重に検討しなければならない。なお、監査役のうち最低１名は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有する者であることが望ましい。	規定例 **（監査役会が設置されていない場合）** 「監査役会」を「監査役」とする。	**【解説】（監査役候補者の選定に際して考慮すべき事項）** ①　第10条第2項に掲げられた事項は、第10条第1項の各事例において、適宜考慮する項目となる。 ②　なお、「監査役の独立性、公正不偏の態度」については、第3条第1項参照。

３．社外監査役候補者の選定に際しては、**監査役会**は、会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを確認するとともに、取締役会及び**監査役会**等への出席可能性等を検討するものとする。	規定例 **（監査役会が設置されていない場合）** 1行目の「監査役会」を「監査役」とし、4行目の「監査役会等」を「監査役の会合等」とする。	**【解説】（社外監査役の独立性の確認）** 業務執行者からの独立性を確認するためには、上記第10条第1項の各事例に示したように、候補者選定の基準や指針を作成し代表取締役とあらかじめ話し合っておくことが重要となる。 ➡ 第10条第5項「監査役選任議案における主要な記載事項」参照。
４．**監査役会**は、独立役員の指定に関する考え方を取締役等から聴取し、必要に応じて協議する。	規定例 **（上場会社でない場合）** 第4項を削除する。	**【解説】（独立役員の指定の考え方）** ① 東証に届け出る独立役員は、社外役員から選ぶ必要があるが、東証の「一般株主保護」を目的とした「独立性」基準に合致しないケースはあり得る。 ② 独立役員の確保は1名で良いので、独立要件を満たす社外役員の全員を届け出る必要はないが、一部の役員だけを指定するときは、経営者等から指定の方針や考え方を聞き、それが合理的か（恣意性はないか）どうかについて確認し、必要に応じ、意見を述べることが望ましい。 ③ 独立役員に指定されたときの対応については、第5条第4項を参照。 （参考） 当協会の「第13回インターネットアンケート」（2013 年 3 月公表）によれば、東証に独立役員として社外監査役を届け出ている例は、93％近くに及ぶ（社外取締役も一緒に届けて出ている場合も含む）。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
5．監査役候補者及び社外監査役候補者の選定に際しては、**監査役会**は、前３項に定める事項のほか、法令の規定により監査役の選任議案に関して株主総会参考書類に記載すべきとされている事項についても、検討するものとする。 規定例 **（監査役会が設置されていない場合）** 「監査役会」を「監査役」とする。	**【解説】（監査役選任議案における主要な記載事項）** **A　全ての会社が記載しなければならない事項** ①　候補者の氏名、生年月日、略歴 ②　会社との間の特別な利害関係の概要（該当するとき） **B　公開会社が追加して記載しなければならない事項** ③　候補者の保有する会社の株式の数 ④　候補者の重要な兼職の事実 ⑤　候補者が現在会社の監査役であるとき（再任するとき）は、会社における地位　（注）「常勤監査役」等を記載する。 ⑥　候補者が現在親会社又は兄弟会社の業務執行者であるとき、又は、過去5年間にそうであった事を知っているとき： 親会社又は兄弟会社の地位と担当 **C　候補者が社外監査役候補である場合の追加記載事項** ①　社外監査役候補である旨、及び、候補者とした理由 ②　候補者が、現在会社の社外監査役であるとき： 在職中に起きた会社の不正な業務執行の事実、並びに、候補者がその事実の発生の予防及び発生後の対応として行った行為［概要］ ③　候補者が、過去5年間に他の会社の役員に就任していた場合（次の事実を会社が知っているときは）： 候補者が在職中に起きた当該他の会社における不正な業務執行の事実 ④（上記③の場合において、候補者が社外取締役又は監査役であったときは）候補者が当該不正な業務執行の発生の予防及び発生後の対応として行った行為［概要］ ⑤　候補者が会社の経営に関与していない者であるとき： 関与していなかったとしても、候補者が社外監査役としての職務を適切に遂行することができると会社が判断した理由 ［右の欄に続く］	〔左の欄から続く〕 （注）社外取締役、社外監査役の経験は、本項においては、経営に関与した者とは認められていない。しかし、会社は、候補者のこれらの経験及び活動実績等に基づき、候補者として相応しいと判断した理由を説明すれば良い。 ⑥　候補者が次に該当することを会社が知っているときは、その旨： 1　特定関係事業者（親会社、兄弟会社及び自社の主要取引先）の業務執行者、又は、過去5年間に業務執行者であったもの 2　会社又は特定関係事業者から多額の金銭等の財産を受ける予定がある、又は、過去2年間に受けていたこと〔監査役報酬は除く〕 3　会社又は特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族等 4　過去2年間に合併等により事業を承継又は譲り受けた相手先会社の業務執行者であったこと 5　監査役に就任してからの年数 6　候補者と責任限定契約（法 427①）を締結しているとき、又は、締結する予定があるとき （注1）左欄及び上記の記載内容は、一部省略又は簡素化している。詳細は会社法施行規則76条を参照。なお、非公開会社の場合、社外監査役候補者の記載事項は、一部除外されている。 （注2）記載例等については、経団連等の書式や商事法務誌の記載事例等参照。

第１１条（監査役の報酬等）
本条は、**全ての監査役に適用**される。なお、監査役の報酬は、監査役の協議（全員の同意）により決めるべきことに留意する（法 387）。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（監査役の報酬等） **第 11 条** 1．各監査役が受けるべき報酬等の額について定款の定め又は株主総会の決議がない場合には、監査役は、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査役の協議をもって各監査役が受ける報酬等の額を定めなければならない。	**規定例1（監査役が 1 名の場合）** 1. 監査役の報酬は、株主総会で決定されていない場合、株主総会において承認された監査役の報酬の限度額内で報酬額を決定し、代表取締役に通知する。 **規定例2（監査役が 2 名以上いる場合）** 1. 監査役は、株主総会において承認された監査役報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により、各監査役の報酬等の額を決定する。 2. 監査役は、前項の報酬等の決定に際して、各監査役の勤務形態、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮する。 **規定例3（監査役協議会を任意で設けている場合）** （上記の規定例2の第3項として規定する） 3. 第1項における監査役の報酬等の協議については、監査役全員の同意があるときは、監査役協議会において行うことができる。 〔参考〕「監査役の報酬水準」 監査役協会から毎期インターネットアンケートによるデータが公表されているので、右欄の【解説】③の場合等に参考とすることが考えられる。	**【解説】規定例1･2･3（監査役の報酬等の決定）** ① 定款で役員報酬を定めている例は少なく、株主総会で、取締役と監査役の夫々の報酬等の総額について決議を求め、その総額の範囲内で、各取締役の報酬配分については取締役会の決議に、各監査役の報酬配分については監査役の協議に委ねるとの承認を得るのが一般的な実務慣行である。 ② 監査役の報酬等の決定を、取締役と区別するのは、監査役の独立性を担保するためである。 しかし、監査役が報酬水準を全く独自に設定して良いというわけではなく、会社役員として、取締役の報酬とのバランスを図るのが一般的な実務慣行として認められている。 ③ 実際は、会社が役員報酬基準等を内規として定めているケース、代表取締役から報酬額について提示されるケースも多いと思われる。 そういう場合は、監査役の報酬基準や水準について、代表取締役と協議する等の方法により、監査役が予め了承しておくことが望ましい。 ④ 以上の方法等により、事実上、各監査役の報酬額が決まっていたとしても、報酬額の最終決定は各監査役の協議により行い、代表取締役に通知する手続を行う。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
2．監査役は、監査役の報酬等について意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会又は株主総会において意見を述べる。	規定例 （報酬等に対する監査役の意見の表明） 2．監査役は、監査役の報酬等について意見があるときは、代表取締役と協議し、必要に応じて取締役会又は株主総会において意見を述べる。 【解説1】（監査役の報酬等について） ① 「報酬等」の定義： 報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（法 361①） ② 報酬等の事業報告における開示： 施行規則 121 三 （公開会社） ③ 株主総会における報酬等の議案： 施行規則 84	【解説2】 規定例 （報酬等に対する監査役の意見） 監査役は、株主総会で、監査役の報酬について意見を述べることができる（法 387③）。これは監査役の独立性を担保するためである。 しかし、業績低迷のときは、代表取締役から監査役の報酬調整について協力を求められる例がある。本来的には、監査役が必ずしも応じる義務はないが、取締役全員が報酬調整に応じる場合には、同じ会社の役員として難しい立場に置かれ、悩むのも事実である。 監査役がやむを得ず報酬調整に応じる場合は、一旦支払われた報酬を会社に戻し入れする方法を避け、監査役の協議により（調整後の）報酬額を新たに定めるのが一般的である。 なお報酬調整は一時的な措置として適用期間を限定する、又は、業績が回復したときは報酬額を復元する等の調整条件を明らかにしておくことが望ましい。 株主総会における意見の表明は、監査役の権利であるが、そのような必要が生じた場合には、社外監査役も含め監査役全員で、代表取締役と協議し、事前の解決を図ることにより株主総会における意見の表明を避ける方向での努力はすべきである。

第１２条（監査費用）

1　本条は、**全ての監査役に適用**される。

2　監査費用の請求は、監査役の権限である（法 388）。したがって、監査に必要な費用は会社に請求できるが、会社は全ての費用を予算に計上し、管理対象としているので、監査役は、監査活動に必要な費用を見積もり、あらかじめ社長その他予算管理の責任者と話し合うことが肝心である。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（監査費用） **第 12 条** 1．**監査役会**は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくことが望ましい。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。	規定例1 **（監査役会が設置されていない場合）** 「監査役会」を「監査役」とする。 規定例2 **（監査費用を予算管理規程に基づき作成する旨を明記した例）** **第12条（監査費用）** 1. 監査役は、会社に対し、その職務の執行のため必要と認める費用を請求することができる。 2. 監査役は、予算管理規程に基づき、前項の費用について毎期予算を作成し、これを予算管理責任者に提出する。 3. 監査役は、支出した費用の実績と予算を対比し、監査費用の適正かつ効率的な使用に留意する。 規定例3 **（規定例2の第2項の代案）** 2. 監査役は、前年度の監査実績及び当年度の監査計画を代表取締役社長等に説明のうえ、前項の費用について適切な予算措置が講じられるように努める。	**【解説】** 事例2･3 **（監査費用）** 中小会社の場合、監査費用の確保が難しいと言われるが、大企業においても、程度の差はあれ、費用の確保が簡単でない事情は変わらない。 費用は、必要性、優先順位、効率性、透明性に基づいて取り扱うのが原則である。 監査役としては、次のことを実践したい。 ① 前年度監査実績を分析し、それと比較しつつ、新年度の監査計画及び監査重点項目について代表取締役に説明し、意見交換する。 ② 上記の中で予算についても協議する。 ③ 上記協議に基づき、予算管理責任部門に対し予算を提出し、予算措置を要請する。 ④ 予算の使用実績、使用の理由を記録し、毎月予算管理部門に報告する。 ⑤ 効率的な予算使用を心がけ、予算管理を徹底する。
2．監査費用の支出にあたっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意しなければならない。		

第４章　　監査役監査の環境整備

1　本章は、**全ての監査役に適用**される。
2　監査環境の整備は、実効性の高い監査を行うための基盤である。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
第４章　監査役監査の環境整備 **（代表取締役との定期的会合）** **第 13 条** 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、補助使用人の確保及び監査役への報告体制その他の監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。	**規定例**　**（左記趣旨に関する他の規定事例）** 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針、事業の環境と推進状況等について説明を受けるとともに、会社が対処すべきリスクや課題、監査役が監査を通じて気付いた重要な点や監査の実効性を高めるための要望等についても意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。 **【コメント1】（代表取締役との協議について）** **～中小会社の監査役の声から～** ①　中小会社の場合、代表取締役と協議しなければ監査が成り立たない。実際に協議すれば、代表取締役は「きちんと情報を伝えてくれる」、「監査役の要望に耳を傾けてくれる」、「監査役の指摘した事に対応してくれる」ことも事実である。 ②　一方、監査役の立場からは、協議を通じて経営者の考え、願い、思い、夢を十分理解するように努めることが大切である。 ③　代表取締役との協議は、必要の都度行うほかに、予めスケジュールを決めて、定例的に行えるように計画しておく事が望ましい。 ④　さらに、多様な意見交換ができるように、非常勤監査役も含め、監査役全員が参加することが望ましい。	**【解説】** **規定例**　**（代表取締役との協議）** 代表取締役との協議は、監査役監査に対する理解を深め、監査環境を整備し、監査の実効性を上げるために、全ての監査役にとって重要である。特に、中小会社の場合、代表取締役の存在が大きいだけに、協議は不可欠である。 **【コメント2】（会合の議事録について）** ①　代表取締役の定期的会合の方法や内容は様々だと思われるが、会合の内容を議事録に残すかどうかも、柔軟に考えて良いのではないだろうか。 ②　監査役会として代表取締役に監査意見を述べる場合や、要望を正式に伝える場合は、記録に残すべきである。 ③　一方、会社や経営全般に亘る様々な事項や課題等を自由に話し合うときは、記録を取らず本音ベースの意見をぶつけ合った方が双方にとり有益だと思われる。 議事録については、臨機応変に考えれば良いのではないだろうか。

（監査役監査の実効性を確保するための体制） **第 14 条** １．監査役は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制の確保に努めなければならない。	規定例 **（左記趣旨に関する他の規定例）** 1. 監査役は、代表取締役、取締役及び使用人とコミュニケーションを図り、監査職務が監査方針及び監査計画に従い円滑に遂行できるように努めるものとする。	
２．前項の体制確保のため、監査役は、次に掲げる体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役又は取締役会に対して要請するものとする。 一　監査役の職務を補助すべき使用人（本基準において「補助使用人」という）に関する事項 二　補助使用人の取締役からの独立性に関する事項 三　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 四　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	規定例 **（前項の規定例を受けた記載例）** 2. 前項の観点から、監査役は、会社の業務遂行に関する組織、人事、マネージメント体制等を勘案のうえ、次に掲げる体制のあり方について取締役と協議し、その内容の決定及び構築・運用について要請するものとする。 一　監査役の職務を補助するための使用人（以下「補助使用人」という。兼職者を含む）の配属と人選及び独立性に関する事項 二　取締役及び使用人が、監査役に対して「報告・連絡・相談」するための体制 三　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するために監査役が要望した監査上の事項や体制	**【解説】** 規定例 **（監査の実効性の確保）** ①「補助使用人（兼職者を含む）」については、第15条の**【解説】**参照。 ② 監査役への具体的な「報告体制」については、第17条（監査役への報告に関する体制等）の規定例参照。 **【コメント】「監査役に対する相談」** 取締役等の業務執行者から報告・連絡に加え、相談を受ければ、監査役の監査の実効性は格段に高まる。相談内容が何であれ、監査役は積極的に相談に乗るように心がけたい。
３．**監査役会**は、社外取締役が選任されている場合、社外取締役との情報交換及び連係に関する事項について検討し、監査の実効性の確保に努めることが望ましい。	規定例1 **（監査役会が設置されていない場合）** 「監査役会」を「監査役」とする。 規定例2 **（社外取締役が選任されていない場合）** 第3項を削除する。	**【解説】（社外取締役との連係）** ① 社外取締役も監査役も非業務執行役員であり、取締役の職務執行を監督又は監査し、会社の企業統治を充実させ、会社の健全な発展（企業価値の拡大）に寄与するという点で共通の目的を持つ。 ② 社外取締役は議決権を持ち、監査役は調査権を持つので、両者が連係を図ることは有意義だと考えられる。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（補助使用人） **第 15 条** １．監査役は、企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努めるものとする。	規定例 （補助使用人の確保に努めている場合） 現状、補助使用人を確保できていない場合は、第1項及び第2項を削除する。 【コメント1】『監査の実効性を上げるために』 ～中小会社の監査役の声から～ ① 補助使用人 「監査に関する事務作業等を補助する要員がいるだけでも監査役は助かる。監査役の仕事は、1年中忙しいわけではない。多忙な時に、このような要員が兼職であれ配属されているだけでも、監査役監査の実効性が高まる。」 ② 一人監査役の場合 「会社の規模が小さくても、一人監査役の場合は負担が大きい。 監査の実効性を高めるためには、監査役スタッフというより、非常勤であっても、もう一人監査役がいた方が良い。」 以上は状況によって異なると思われるが、いずれも本質的な指摘だと思われる。	【解説】 規定例 （補助使用人の体制強化） ① 補助使用人が既にいれば、基準の第15条どおりで良い。 ② しかし、中小会社においては殆ど補助使用人を確保できておらず、体制の強化までには至っていないのが現実である。 ③ 補助使用人の確保を優先する段階では、第 14 条第2項の規定例等を基本とすることもやむを得ないと思われる。 【コメント 2】（補助使用人の確保） ① 補助使用人は、監査役とともに、取締役、主要な使用人の業務執行に関するヒアリングに参加できるので、本人の絶好のキャリア・パスになると思われる。 監査役は、人材育成の観点から極めて有意義なことを社長に説明し、その理解の下に、補助使用人を確保するように努めたい。 ② 中小会社のリソース事情等を考慮すれば、「兼職」でも良いと考える。兼職の場合、「独立性」の確保、兼職先との業務量、スケジュールの調整、人事評価等、実務的に難しい問題はある。 しかし、監査役の監査効率を考えれば、補助使用人がいるに越したことはなく、監査役が、補助使用人に委ねる業務の範囲や遂行方法、兼職先の上司との調整等、自らこれらの問題の解決に当たり、補助使用人のモチベーションを下げない工夫が肝要である。

2．監査役及び**監査役会**の事務局は、専任の補助使用人があたることが望ましい。	規定例1 **（監査役会が設置されていない場合）** 「及び監査役会」を削除する。 規定例2 **（「専任の」補助使用人がいない場合）** 「専任の」を削除する。	**【解説】（監査役会事務局）** ① 監査役会規則（ひな型）第26条は、「監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会運営に関する事務は、監査役スタッフ等の監査役の職務を補助すべき使用人がこれにあたる。」と定めている。 ② 専任の監査役スタッフがいない会社では、総務部門が監査役会や監査役協議会の事務局を務める例が多く、事実上、補助使用人としての役割も果たしていると思われる。
（補助使用人の独立性の確保） **第 16 条** 1．監査役は、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めなければならない。	規定例 **第16条 （補助使用人の職務遂行体制の確保）** 1. 監査役は、補助使用人の職務が円滑に行われるための体制の整備に努めなければならない。	**【解説】** 規定例 **（補助使用人の確保と独立性）** 補助使用人の確保について取締役と協議する段階では、会社の実情に応じて、職務の内容や指揮命令系統にこだわらず、まずは監査役の職務を支援する要員を確保し、補助使用人が職務を円滑に行える体制の整備に努めることが肝要である。
2．監査役は、以下の事項の明確化など、補助使用人の独立性の確保に必要な事項を検討するものとする。 一　補助使用人の権限 二　補助使用人の属する組織 三　監査役の補助使用人に対する指揮命令権 四　補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権	規定例 **（第16条第1項に続けて次の第2項と第3項を設ける）** 2. 監査役は、前項の体制の整備のため、補助使用人の業務の遂行、仕事量、人事評価等を含め、働きやすい環境が確保されるように努めなければならない。 3. 補助使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとする。	**【解説】** 規定例 **（補助使用人が兼職の場合）** 補助使用人が他の部門との兼職の場合は、特に左記第2項に掲げる事項を含む環境整備が重要であるが、第3項に定める補助使用人の人事異動や人事評価等についても監査役は取締役と十分協議し、補助使用人の独立性の確保についても自ら尽力したい。 ➡ 補助使用人の兼職については、第15条の**【コメント2】②**を参照。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（監査役への報告に関する体制等） **第 17 条** 1．監査役は、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制の強化に努めるものとする。	規定例 **（第１項と第２項を併せて具体的に報告体制の強化を定めた規定例）** 監査役は、取締役会等における監査計画の説明、期中・期末の業務監査、その他取締役、使用人とのコミュニケーションの機会を通じて、監査役に対する報告体制について説明し、取締役、使用人が、監査役の求める事項や事象について適切な報告を怠らないように働きかけなければならない。	**【解説】 会社法の関連条文** 施行規則100③三、105② **【コメント】（監査役への報告体制を機能させるために）** ① 会社で起こっている状況について適時、適確に情報を得ることは、監査役が監査の実効性を高めるための生命線である。そのために、まず、監査役に対する執行部門の報告体制の構築が必要である。 ② しかし、報告体制が機能するかどうかは、執行部門の意識に左右される部分が大きい。執行部門が監査役に積極的に報告するとの意識を高めるためには、監査役は、執行部門と日頃から良好なコミュニケーションを図り（施行規則105②）、執行部門から報告、連絡を受けたら必ず応えるように努めたい。 ③ 「粗探し」のような細かい指摘や、悪い情報や失敗に対する批判は、逆効果となることが多い。必要な場合は「相談」（注）に乗り、一緒に問題解決を考え、助言する等の対応が肝心である。 ④ 監査役の前向きな取組みは、取締役をはじめ執行部門との信頼関係を醸成し、報告体制も機能して、必要な報告や情報も自然に入ってくるものと思われる。 （注） 「監査役への相談」については、第14条第2項の規定例及び**【コメント】**を参照。

2．監査役は、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに**監査役会**に報告することが自らの義務であることを強く認識するよう、取締役に対し求めなければならない。	**規定例1（監査役会が設置されていない場合）** 「監査役会」を「監査役」とする。 **規定例2（同趣旨の内容を定めた他の規定例）** 取締役が、会社に損害を及ぼすおそれのある事実について報告を受け又はその事実を発見したときは、取締役はこれを直ちに監査役に報告する義務を負っていることを、監査役は取締役に対して説明し、理解を求めるように努めるものとする。	**【解説】（取締役の報告義務）** ① 会社法第 357 条に基づく。 ② 第1項の**【コメント】**を参照。
3．前項に定める事項のほか、監査役は、取締役との間で、監査役又は**監査役会**に対して定期的に報告を行う事項及び報告を行う者を、協議して決定するものとする。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。	**規定例1（監査役会が設置されていない場合）** 「又は監査役会」を削除する。 **規定例2（より具体的な報告の内容を規定した事例）** 3．前項に定める事項のほか、監査役は、取締役との間で、以下の事項及び事象について監査役に対して報告を行う者、報告の内容及び時期（月次、週次、臨時）を協議して決定する。 （1） 業務の執行状況（経営全般に係る事項） （2） 事業及び財産の状況（部門別・領域別） （3） 役職員の安全、衛生、健康等に影響を及ぼすおそれのある事象 （4） 会社の信用、名誉等に影響を及ぼすおそれのある事象 （5） その他会社の経営成績、財産の状況に影響を及ぼすおそれのある事象 （6） 企業集団における上記の事項及び事象（重要なものに限る）	**【解説】 規定例2（監査役に対する報告内容等）** 監査役が、報告又は連絡を求める事項及び内容、報告の時期、報告者等について文書にて明確に規定し、社内に周知・徹底することが重要である。 （参考） 監査役への報告内容等については、実施要領参考資料3 「監査役への報告体制等についての申し合わせ例」を参照。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
4．あらかじめ取締役と協議して定めた監査役又は**監査役会**に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、監査役は、社内規則の制定その他の社内体制の整備を代表取締役に求めなければならない。	規定例 **（監査役会が設置されていない場合）** 「又は監査役会」を削除する。	
5．会社に内部通報システムがおかれているときには、監査役は、その情報の受領先に加わるなど、その内部通報システムが有効に機能しているかを監視し検証するとともに、提供される情報を監査職務に活用するよう努める。	規定例 **（内部通報の受領先）** 4.「その情報の受領先に加わるなど、」は、削除可能である。	**【解説】** 規定例 **（内部通報システム）** 監査役が、内部通報の事実とその内容について適確な報告を受けることは大切であるが、内部通報の受領先に加わるかどうかは、会社の方針や事情により判断して良い。 監査役は、内部通報システムについて、次の観点から、監視・検証することが重要であると考えられる。 ① 内部通報システムが社内で周知されているか ② 会社とは独立した外部通報先が設けられている等、通報者が通報し易いシステムになっているか ③ 通報者の身分が保証され、不利益待遇を受けない運営になっているか ④ 内部通報に対する社内体制や対応が確立し、監査役にも通報及び対応状況が透明性を持って報告されているか
6．監査役は、第 34 条に定める内部監査部門等との連係体制が実効的に構築・運用されるよう、取締役又は取締役会に対して体制の整備を要請するものとする。		**【解説】（内部監査部門との連係）** 監査役が、監査職務を適切に遂行するために、内部監査部門等と意思疎通を図り、監査環境の整備に努めることは当然であり、この場合において、取締役（会）は、監査役の職務の執行のための必要な体制整備に留意しなければならない（施行規則 105②）。

第５章　　業務監査

本章は、**全ての監査役に適用される。**

業務監査は、監査役の中心的な職務であり、各条の概要は以下のとおりである。

第 18 条：　会社法により求められる監査役の業務監査の基本事項を定める

第 19 条：　取締役会の意思決定の監査について定める

第 20 条：　取締役会の監督状況の監査について定める

第 21 条：　内部統制監査について定める（注）

（注）内部統制の構築と運用は、会社の規模や機関設計にかかわりなく、全ての会社に適用されることに留意。

➡　第 21 条の**【解説】**参照。

第 22 条：　企業集団における監査について定める

第 23 条：　競業取引及び利益相反取引等の監査について定める

第 24 条：　企業不祥事発生時における監査役の対応について定める

第 25 条：　事業報告の監査について定める

第 26 条：　事業報告における社外監査役の活動状況等の確認について定める

これらの事項は、いずれも、会社法に基づき監査役が監査又は対応をしなければならない。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
第５章　業務監査 **（取締役の職務の執行の監査）** **第 18 条** １．監査役は、取締役の職務の執行を監査する。		**【解説】（会社法の関連規定）** 以下、各項毎に対応する会社法条文を掲げる。 監査役の監査権限（法 381）

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
2．前項の職責を果たすため、監査役は次の職務を行う。 一　監査役は、取締役会決議その他における取締役の意思決定の状況及び取締役会の監督義務の履行状況を監視し検証する。 二　監査役は、取締役が、内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証する。 三　監査役は、取締役が会社の目的外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認めたとき、会社に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたとき、会社の業務に著しく不当な事実を認めたときは、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じる。 四　監査役又は**監査役会**は、取締役から会社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。	規定例 **（監査役会が設置されていない場合）** 第四号において、「又は、監査役会」を削除する。 **【解説1】（監査役の権限と義務の行使）** ① 監査役が取締役の職務執行を監査するために付与されている権限は、必要なときは適切に行使しなければならず、その場合は義務となるので留意する。 ② 本基準の第18条や第19条に限らないが、監査役の報告、助言、勧告、請求等に関する規定は、会社法に基づいており、監査役が必要な場合にこれらの行為を適切に行わず、会社に損害が生じたと認められる場合には、任務懈怠に問われる可能性があることに留意する。 ➡ 第1部「中小規模会社の監査役の役割、権限、義務、責任の基本」の3「監査役の職務に関する会社法の規定」のB「必要に応じて実施することができる権限（必要があると認められる場合は、実施すべき義務となる。）」参照。	**【解説2】（会社法の関連規定）** 第一号：監査役の取締役会への出席・意見陳述義務（法 383） 取締役会の意思決定、監督責任（法 362） 第二号：内部統制体制の構築・運用（法348③四、362④六） 第三号：取締役への報告義務（法 382） 取締役の行為の差止め（法 385） 第四号：取締役の報告義務（法357）
3．監査役は、前項に定める事項に関し、必要があると認めたときは、取締役会の招集又は取締役の行為の差止めを求めなければならない。		**【解説】（会社法の関連規定）** 取締役会の招集の請求権（法 383②） 取締役の行為の差止め（法 385）

４．監査役は、取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があると認めたときは、その事実を監査報告に記載する。その他、株主に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。	**【解説1】（不正行為等に関する監査報告への記載）** ① 不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実の存否については、株主総会等への影響の大きさや取締役との訴訟の可能性も考え、弁護士等とも相談のうえ、慎重に判断すべきである。 ② なお、まだ疑いの段階では、監査調書への記録に留め、調査を行う方が先決であり、いきなり監査報告に記載することは不適切である。 **『監査報告のどこに記載するか』** 監査報告における「2. 監査の結果」のうち、次のどこに記載するか、取締役の責任問題に関係するので十分な検討が必要である。 ① 取締役の職務の執行に関する不正な行為等として記載する（重大な不正等について監査意見を述べる場合） ② 内部統制システムの構築・運用の問題として記載する（内部統制上の重大な不備について監査意見を述べる場合） ③ 上記1又は2の「なお書き」として記載する（重大ではないが、改善すべき問題や不備について監査意見を述べる場合） ④ 監査の結果の最後に「なお書き」として記載（今後の留意点等として記載する場合） ➡ 監査役協会が毎年3月に説明会を行う「監査役会監査報告の事例分析～協会監査報告ひな型と比較して～」参照。	**【解説2】（不正行為等に関する事業報告への記載）** ① 不正行為等が明らかになった場合は、まず、事業報告への記載を検討すべきである。特に、問題が公知となった場合は、事実、原因、再発防止等を明確に記載した方が株主に対する説明責任を果たすうえでも、会社の信用回復の点からも望ましい。 ② 事業報告に適切な記載があれば、監査役は監査報告に記載しないとの選択はあり得るし、記載するにしても、「事業報告に記載された取締役の是正措置等の取組みを見守っていく」等の表現が可能となろう。 **【解説3】（その他株主に対する説明責任を果たすとの観点からの監査報告への記載）** ① 例えば、期中に第三者割当が行われ有利発行該当性に関する監査役意見が公表された場合など、監査役が対外的に公表した意見があるときには、必要に応じて、その概要を記載することが考えられる。 ➡ 監査報告のひな型（注 21）参照。 ② なお、株主が限定されているような場合は、この箇所は削除して良い。 **【解説4】（会社法の関連規定）** 監査役監査報告の作成 （法 381①） 監査報告への記載 （施行規則 129①三）

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
5．**監査役会**は、各監査役の監査役監査報告に基づき審議を行い、**監査役会**としての監査意見を形成し**監査役会**監査報告に記載する。	規定例 **（監査役会が設置されていない場合）** 第5項を削除する。 **【解説1】（審議に基づく監査意見の形成と監査報告への記載）** 監査役会の場合は、各監査役の監査報告に基づき審議し、意見を形成のうえ監査役会監査報告に記載することが求められるが（本基準第55条）、監査役会が非設置の場合は該当しない。 ➡ 第8条第3項の**【解説】**参照。	**【解説2】（会社法の関連規定）** 監査役会監査報告の作成（法 390②一） 監査役会監査報告 （施行規則 130） 監査報告の株主への提供（施行規則 133）
（取締役会等の意思決定の監査） **第 19 条** 1．監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視し検証しなければならない。 一　事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと 二　意思決定過程が合理的であること 三　意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと 四　意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理ではないこと 五　意思決定が取締役の利益又は第三者の利益でなく会社の利益を第一に考えてなされていること	**【解説】（経営判断の原則）** ① 全ての監査役に共通の監査ポイントである。 ② 判例にて確立しており、第三者委員会の報告でも、取締役の意思決定及び監査役監査に関する任務懈怠の有無の判定の際に、必ず言及される。 ③ 第五号は、取締役の「忠実義務」（法 355）及び「競業・利益相反の制限」（法 356、365）の観点から、経営判断の原則の前提となる。	**【コメント】（監査役による解説）** 中小会社では、取締役が「経営判断の原則」や「忠実義務」について必ずしも十分な知識がないことがある。そういうときは、監査役が、具体例を挙げて説明すれば、双方にとり有意義であろう。
2．前項に関して必要があると認めたときは、監査役は、取締役に対し助言もしくは勧告をし、又は差止めの請求を行わなければならない。		**【解説】（会社法の関連法規）** 取締役への報告義務 （法 382） 監査役による取締役の行為の差止め（法 385）

（取締役会の監督義務の履行状況の監査） **第 20 条** 監査役は、代表取締役及び業務を執行する取締役がその職務の執行状況を適時かつ適切に取締役会に報告しているかを確認するとともに、取締役会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証しなければならない。		**【解説】（業務執行取締役の報告義務と取締役会の監督義務）** ① 会社の業務の執行をする取締役は、代表取締役及び取締役会の決議により、業務を執行する取締役として選定されたものである（法 363①）。 業務を執行する取締役は、 ア） 三箇月に一回以上、 イ） 自分の職務執行状況を取締役会に報告する義務を負い（法 363②）、 ウ） 取締役会は業務執行を監督する義務を負う（法 362②二）。 ② 取締役の業務執行状況の報告は、必ず取締役会を開催して行わなければならず、取締役及び監査役の全員に通知（書面による報告）することによる「報告の省略」はできない事に留意する（法 372②）。 ③ 経営会議や常務会等で詳細な業務執行状況を報告し、その会議に取締役及び監査役の全員が出席していたとしても、上記の取締役会における業務執行状況の報告に代えることはできない。

第２１条　内部統制システムに係る監査

1　本条は、**全ての監査役に適用**される。

2　「内部統制システムの整備（構築・運用）」は、全ての会社に適用される。

(1)　大会社である取締役会設置会社では、取締役会において、内部統制システムの構築・運用に係わる基本方針として法定事項（法 362④六）の「決定」を義務付けられている。大会社である取締役会非設置会社においても、定款に別段の定めがない限り取締役の過半数により、内部統制システムの構築・運用に係わる基本方針として法定事項（法 348③四）の「決定」を義務付けられている。

(2)　大会社以外の会社においては、内部統制システムの構築・運用に係わる基本方針として法定事項を決定する義務はない。
しかし、内部統制システムの構築・運用は取締役の善管注意義務から導き出される重要な職務なので、中小会社であっても、取締役は、自社の規模・業態・リスク等を踏まえ、適切な内部統制システムの構築・運用をしなければならない。

(3)　監査役を置く会社においては、内部統制システムの一環として、監査役の監査の実効性を確保する体制について構築・運用しなければならない。

つまり、**全ての会社において、会社法上、基本方針の決定が明確に義務と規定されているか否かにかかわらず、取締役又は取締役会は、内部統制システムの構築と運用**をしなければならないことに留意する。

3　監査役は、内部統制システムに関して、以下の監査をしなければならない。

内部統制システムに関する監査役の監査【法務省立法官による解説より】

①　取締役会の決議（決定）内容が、会社の業務の適正を確保するものとして適切か

②　決議（決定）された上記の内部統制システムの概要が事業報告に適切に開示されているか

③　取締役会で決議（決定）された内容を実現するための適切な内部統制システムの整備（構築・運用）が行われているか

(注)「整備」: 会社法における内部統制の「整備」には、構築と運用が含まれる。しかし金商法に基づく「財務報告の内部統制」については、「整備・運用・評価」と用いられ、「整備」には運用は含まれない。 この用法の相違による誤解と混乱を避けるため、協会の監査役監査基準等においては、「構築・運用」の表現を用いている。ただし、文脈や表現のうえで、「整備」という用語を使用した方が適切だと判断された箇所については、「整備」を使用している。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（内部統制システムに係る監査） **第 21 条** 1．監査役は、会社の取締役会決議に基づいて整備される次の体制（本基準において「内部統制システム」という）に関して、当該取締役会決議の内容並びに取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証しなければならない。 一　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 二　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 三　損失の危険の管理に関する規程その他の体制 四　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 五　会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 六　第 14 条第２項に定める監査役監査の実効性を確保するための体制	**規定例1（取締役会決議がない場合）** 1.（左の下線部を削除し、以下のとおり規定する） 監査役は、次の体制（本基準において「内部統制システム」という）に関して、取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証しなければならない。 **規定例2（親会社又は子会社がない場合）** 第五号について、自社の状況に応じて修正する。 ➡　子会社がない場合については、第 22 条（企業集団における監査）参照。	**【解説】規定例1（取締役会決議がない場合）** ①　内部統制システムに関する基本方針の決定がない場合であっても、監査役は各体制についてそれぞれ重大なリスクを特定し、内部統制システムの構築と運用がそれらのリスクに対応しているかどうかを確認することが必要である。 ②　そのために、監査役の監査ポイントを、チェックリスト等の形に整理しておくことが望ましい。 ➡　第 21 条第９項**【解説1･2】**参照。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
2．監査役は、内部統制システムの構築・運用の状況についての報告を取締役に対し定期的に求めるほか、内部監査部門等との連係及び**会計監査人**からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証する。	規定例1 **（会計監査人が設置されていない場合）** 「及び会計監査人からの報告等」を削除する。 **【コメント】（内部統制の構築・運用の実効性）** **～過ぎたるは及ばざるがごとし～** 中小会社のみならず大企業においても、内部統制システムに関して以下の問題点が指摘されることが少なくない。 ① 過剰な文書化、規定化 ② 形式主義に偏した構築と運用 ③ 統制過多によるチャレンジや活力の喪失 親会社や他社の内部統制体制をそのまま移入した結果ミスマッチになっているケースもあるようだ。 内部統制システムも、会社の事業、業態、規模、リスク等の実態に見合ったものであることが大切である。 監査役は、構築と運用が不十分な点のみならず、これらの問題にも目を向けたい。	**【解説1】（内部統制の構築・運用状況の報告について）** ① 内部統制システムについて、取締役（会）は構築・運用の責務を負うので、取締役がその状況について取締役会に報告するのは当然のことである。 ② また、監査役は、第21条の冒頭に説明した監査責務を負うので、取締役に構築・運用状況について報告を求めるのも当然である。 **【解説2】（会計監査人等からの報告）** ① 会計監査人が設置されている場合は、財務報告の内部統制の構築・運用・評価状況について報告や説明を求める。 ② 監査法人等に任意監査を依頼している場合は、任意監査の内容によるが、財務諸表作成に係る内部統制上の視点から意見があるかどうか確認する。

３．監査役は、内部統制システムに関する監査の結果について、取締役又は取締役会に報告し、必要があると認めたときは、取締役又は取締役会に対し内部統制システムの改善を助言又は勧告しなければならない。		
４．監査役は、監査役監査の実効性を確保するための体制に係る取締役会決議の状況及び関係する各取締役の当該体制の構築・運用の状況について監視し検証し、必要があると認めたときは、代表取締役その他の取締役との間で協議の機会をもたなければならない。 ５．監査役は、取締役又は取締役会が監査役監査の実効性を確保するための体制の適切な構築・運用を怠っていると認められる場合には、取締役又は取締役会に対して、速やかにその改善を助言又は勧告しなければならない。	**規定例（監査役監査の実効性を確保するための体制）** **第4項及び第5項の代案** 監査役は、監査役監査の実効性を確保するための体制について、改善の要望や意見があるときは、代表取締役その他の取締役との間で協議を行い、必要な対応が図られるように努める。	**【解説】規定例（監査の実効性確保の体制）** 第1項と同様に、取締役会決議がないケースを想定している。
６．監査役は、内部統制システムに関する監査の結果について、**監査役会**に対し報告をする。	**規定例1（監査役会が設置されていない場合）** 第6項を削除する。 **規定例2（監査役協議会を任意で設けている場合）** 以下のとおり変更する。 「･･･監査の結果について、監査役協議会において報告し、意見交換をする。」	

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
7．監査役は、内部統制システムに係る取締役会決議の内容が相当でないと認めたとき、内部統制システムに関する事業報告の記載内容が著しく不適切と認めたとき、及び内部統制システムの構築・運用の状況において取締役の善管注意義務に違反する重大な事実があると認めたときには、その旨を監査報告に記載する。その他、株主に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。	規定例 **（基本方針に関する取締役会決議がない場合）** 第7項の左記下線部分を削除する。	**【解説1】（監査報告への記載）** ① 第7項は、監査役が本条第3項の規定に従い必要な措置を講じたにも関わらず生じた事態なので、基準では、「その旨を監査報告に記載する」としている。 ② 内部統制システムの構築・運用上の重大な事実として監査報告に記載する場合も、第 18 条第4項の**【解説１・２】**と同様に検討のうえ対応する。 **【解説2】（その他株主に対する説明責任を果たすとの観点からの監査報告への記載）** 例えば、企業不祥事が内部統制システムの重大な不備により発生し、その事実、原因、再発防止の取組み等が事業報告に記載されている場合等に、監査役は、必要に応じて、監査意見を記載することが考えられる。 ➡ 第18条第4項における**【解説2】**及び「監査報告ひな型(注 23)」参照。
8．**監査役会**は、各監査役の監査役監査報告に基づき審議を行い、**監査役会**としての監査意見を形成し**監査役会**監査報告に記載する。	規定例 **（監査役会が設置されていない場合）** 第8項を削除する。 ➡ 第18条第5項の**【解説1】**参照。	**【解説】（会社法の関連法規）** 監査役会監査報告の作成（法 390②一） 監査役会監査報告 （施行規則 130） 監査報告の株主への提供(施行規則 133)

9．内部統制システムに関する監査については、本基準に定める事項のほか、別に定める内部統制システムに係る監査の実施基準による。	**規定例**　**（内部統制システムの監査の実施基準）** 以下のとおり変更する。 「・・・本基準に定める事項のほか、別途定める実施要領及びチェックリストによる。」 **【解説1】（内部統制チェックリスト）** 自社の実情に合わせて、「内部統制チェックリスト」を作成し、監査に使用する監査役は多い。 以下はその状況を整理したものである。 (1) チェックリストの使用方法 ① 業務執行者に内部統制の構築・運用状況について「評価を求める」方式 A. 社長に評価を求める。 B. 取締役にも評価を求める。 C. その他主要な業務執行部門（長）にも評価を求める。 ② 監査役が、内部統制の構築と運用状況について「自ら評価する」方式 A. 社長との面談や討議等において、社長の認識・評価についてヒアリングし監査役の意見を述べる際に使用 B. 取締役との面談や討議等において、同様に使用 C. その他主要な業務執行部門（長）との面談や討議等において、同様に使用 (2) フィードバックの方法 ① 社長に報告する。 ② 担当取締役にも報告する。 ③ 業務執行部門に直接報告する。 ④ 業務執行部門、担当取締役に報告したうえで、社長に報告する。	**【解説2】（チェックリストのサンプル）** 中小会社の監査役が実際に使用しているチェックリストを「参考資料2」に掲載したので、参照いただきたい。 **【コメント】（フィードバックについて）** 監査役の指摘事項を、「誰に（又はどの階層に）」、「どのような方法で」伝えるのが良いか、その判断は大切である。 まず、対象部署に直接フィードバックしたうえで、組織的な対応が必要と認められるものは、関連する組織の長に報告することが基本である。重要なものは、代表取締役及び取締役会に報告することが必要である。 執行部門が監査役の指摘内容を素直に受け止め、積極的に対処してもらえるように、フィードバックの方法や表現について注意したい。

第２２条（企業集団における監査）

1　本条は、子会社等がある場合、該当する。

2　子会社等がない場合は第 22 条を削除しても良いが、規定例の**【解説3】**にあるように、本条を残しても問題はない。

3　本基準第 35 条に企業集団の監査の方法が規定されているので、合わせて検討することが必要である。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（企業集団における監査） **第 22 条** 1．子会社及び重要な関連会社（本基準において「子会社等」という）を有する会社の監査役は、連結経営の視点を踏まえ、取締役の子会社等の管理に関する職務の執行の状況を監視し検証する。 2．監査役は、子会社等において生じる不祥事等が会社に与える損害の重大性の程度を考慮して、内部統制システムが会社及び子会社等において適切に構築・運用されているかに留意してその職務を執行するとともに、企業集団全体における監査の環境の整備にも努める。	規定例 **（子会社、重要な関連会社がない場合）** 第22条を削除することも可能。 **【解説1】（企業集団の範囲（子会社等））** ① 会社法施行規則第100第1項第5号では、「当該会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団」と規定されているので、基準第21条第1項第5号においても同様に規定している。 ② しかし、当該会社の監査役は親会社の監査をすることができないので、第22条では、「子会社等」に限定している。 **【解説2】（企業集団における内部統制監査）** ➡「内部統制システムに係る監査の実施基準」第12条参照。	**【解説3】** 規定例 **（第22条の取扱い）** ① 企業の組織再編が活発な現代において、企業集団の実情は様々である。現時点では子会社等が無くても、将来子会社を有する可能性に備えて、監査役の判断により、本条をこのまま残しても良い。 ② そもそも第22条第1項は、「子会社等を有する会社の監査役は、」と規定しているので、子会社等が無ければ、その会社の監査役には、本条項が適用されないので、本条項をこのまま残しておいても問題はないように考慮されている。 **【解説4】 第2項（親会社監査役と子会社監査役の連係）** 企業集団の監査において、親会社の監査役は、子会社の監査役と連係し、子会社の内部統制の構築・運用状況に問題がないかどうか留意することが肝要である(注)。 （注） 関連条文： 本基準35②、施行規則105④

第２３条（競業取引・利益相反取引の監査）

1　本条は、**全ての監査役に適用**される。

2　競業取引及び利益相反取引には、様々な態様があるので、監査役は絶えず目を光らせておく必要がある。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（競業取引及び利益相反取引等の監査） **第 23 条** 1．監査役は、次の取引等について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。 一　競業取引 二　利益相反取引 三　会社がする無償の財産上の利益供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む） 四　親会社又は子会社もしくは株主等との通例的でない取引 五　自己株式の取得及び処分又は消却の手続	**【解説1】（第23条第1項各号は、会社法の以下の規定に対応する）** 第一号　競業取引（法356、365） 第二号　利益相反取引（法356、365） 第三号　利益供与（法120） 第四号　親会社、子会社、株主等との通例的でない取引: ➡ 関連当事者との取引（計算規則112） 右記**【解説3】**及び 79頁 別表 **「関連当事者等の関係図」** 参照 第五号　自己株式の取得、消却（法155～178） 自己株式の処分: ➡　消却の他に、第三者割当における新株発行手続を準用した処分、合併、分割、株式交換等の時の代用交付、新株予約権の行使に伴う代用交付等がある。 **【解説2】（競業取引･利益相反取引）** **①　競業取引** 取締役が、自ら、又は他の会社、団体等のために、自社の事業の部類に属する取引を行い、会社の事業の機会を奪うこと **②　利益相反取引** 取締役が、自ら、又は他の会社、団体等のために、会社と取引を ること(直接取引)、及び会社が、取締役の借金(債務)を保証するなど、第三者(この例では貸主)との間で、取締役の利益と会社の利益が相反する取引をすること(間接取引)。 **③　取締役の忠実義務** 取締役は、**会社(の利益)のために、忠実に職務を行うべき義務**を持つ(法355)。 ［右の欄に続く］	［左の欄から続く］ 会社法は、取締役が忠実義務に違反し、会社の犠牲において自己又は第三者の利益を図る危険性が高い行為の類型として、左記①及び②を掲げ、取締役がこのような取引を行おうとするときは、取引に関する重要な事実を報告させ、取締役会の承認を受けることにより、危険を防止しようとしている。 ④　監査役は、取締役が関与している取引について、以上の観点から監視･検証しなければならない。 **【解説3】（関連当事者との取引）** ①　親会社、子会社、株主等との取引の中で重要なものは、計算書類に注記しなければならない。 ②　会社と一定の利害関係者との間の取引内容について開示することにより、利益が相反し、又は一般の取引とは異なる内容や条件に基づく不公正な取引が行われていないかどうかについて、業務執行の適正性確保の観点から判断材料を提供するためである。 ③　なお、会社法の計算書類〔単体基準〕と金商法の財務諸表〔連結基準〕では、関連当事者の範囲が異なるので留意が必要である。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
２．前項各号に定める取引等について、社内部門等からの報告又は監査役の監査の結果、取締役の義務に違反し、又はするおそれがある事実を認めたときは、監査役は、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。		
３．監査役は、第１項各号に掲げる事項以外の重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役に対し助言又は勧告しなければならない。		**【解説】（利益相反取引等の判定と監査役の対応）** ① 利益相反取引に該当するかどうかは、個々のケース毎に取締役と取引の相手先との関係、取引の理由、形態、内容、条件等を確認のうえ、判断することが必要である。 ② 監査役（会）が、取締役に対し「職務執行確認書」の提出を求める方法が広く行われているが、取締役に注意喚起するという意味では一定の効果があると思われる。 ③ しかし、職務執行確認書の受領だけでは十分ではなく、業務監査の積み重ねが重要である。例えば、経理部門に集約される取引の中で取締役が個人的に関与しているものをサンプリングし、取締役会に報告され、必要な承認を得ているかどうかをチェックする等の方法が有効である。 ④ 当協会のネット相談室に寄せられた「利益相反」に関する質問を検索し、どのような事例が問題となったのかを確認するのも参考になると思われる。 ➡ 参考資料3 (6)参照

別　表

親会社、子会社　関連会社、関係会社（太枠）、関連当事者（下図全て）の関係図

親会社の定義：施行規則 3②、財表規則 8③　　関連会社の定義：計算規則 2③十八、財表規則 8⑤
子会社の定義：施行規則 3①、財表規則 8③　　関係会社（太枠）の定義：計算規則 2③二十二、財表規則 8⑧

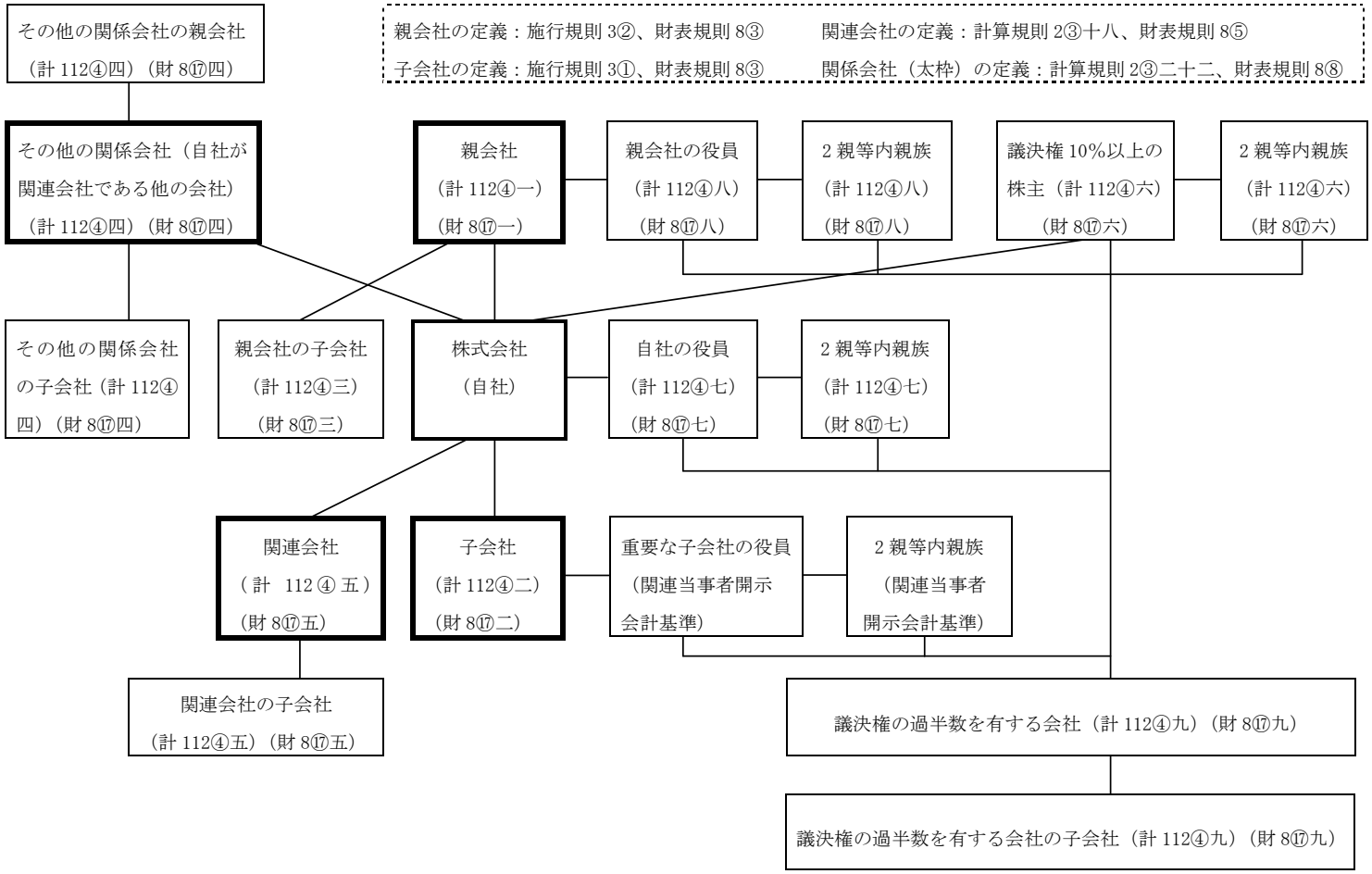

第２４条（企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会）

１　本条は、**全ての監査役に適用**される。

２　監査役は、取締役の職務執行における不正行為や法令に違反する重大な事実が認められる場合、取締役（会）に対して報告義務を負い（法３８２）、これらの不正行為等について監査報告に記載する事が求められる（施行規則 129①三）。

３　**企業不祥事が発生したときに適切に対応することは、監査役の中心的職責**であるので、平成２３年の監査基準改定において２４条が新設された。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会） **第 24 条** １．監査役は、企業不祥事（法令又は定款に違反する行為その他社会的非難を招く不正又は不適切な行為をいう。以下本条において同じ）が発生した場合、直ちに取締役等から報告を求め、必要に応じて調査委員会の設置を求め調査委員会から説明を受け、当該企業不祥事の事実関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する取締役及び調査委員会の対応の状況について監視し検証しなければならない。	**規定例（中小会社向けに調査委員会による不祥事対応を基礎として規定した例）** 1. 監査役は、企業不祥事（法令違反、その他社会的非難を招く不正又は不適切な行為）が発生した場合、直ちに取締役等から報告を受けるものとする。 2. 監査役は、企業不祥事に関する事実関係の把握、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止等に関する取締役の対応の方針及び対応の状況を監視・検証し、必要と認めるときは、代表取締役又は取締役会に対し、調査委員会の設置を求める。 3. 監査役は、企業不祥事が社内外で問題となるなど、事実関係の把握、原因究明、再発防止策の策定等が独立性、中立性等をもって行われる必要があると認めるときは、調査委員会が外部の専門家の意見や助言を受けること、又は、調査委員会のメンバーとして外部の専門家が参加することを要請しなければならない。 〔次頁に続く〕	**【解説】規定例（企業不祥事への対応）** ① 不祥事が発生したときは、まず、社内規律に基づき対応される。 ② 対外的に問題となる事態については、独立性、中立性等を重んじた処置が必要なことは、中小会社においても同様である。 ③ ただ、日本監査役協会の監査実務部会等における意見では、中小会社の場合、株主が限られていること、資本マーケットからの資金調達が限定的であること等から、第24条全体をそのまま適用して、第三者委員会による対応まで規定するのは現実的でないとの指摘が多い。 左記の規定例は、以上の観点から検討されたものである。 ④ 不祥事が発生したときは、監査役が適切に対応できるように規定を設け、社内で周知しておくことが重要である。

	〔前頁から続く〕 4. 監査役は、当該不祥事に対して明白な利害関係があると認められる場合を除き、調査委員会のメンバーに加わるものとする。 5. 監査役は、調査委員会のメンバーに加わらないときは、取締役及び調査委員会から説明を受け、当該不祥事に関する取締役及び調査委員会の対応の状況について監視・検証する。	**【解説】（調査委員会への監査役の参加）** 不祥事が発生すれば、社長を委員長とする「調査委員会」が設けられ、監査役もそのメンバーに加わる例が多い。監査役が加わることにより、恣意的な運営を排除し、客観的な調査や本質的な対応が確保できるとの観点から、「監査役は加わるものとする。」との表現にしている。
２．前項の取締役の対応が、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合には、監査役は、**監査役会**における協議を経て、取締役に対して当該企業不祥事に対する原因究明及び再発防止策等の検討を外部の独立した弁護士等に依頼して行う第三者委員会（本条において「第三者委員会」という）の設置の勧告を行い、あるいは必要に応じて外部の独立した弁護士等に自ら依頼して第三者委員会を立ち上げるなど、適切な措置を講じる。	**規定例　（中小会社の場合）** 第2項を削除する。	**【解説】（中小会社の対応）** 上場会社でない限り、中小会社の場合は、第1項の社内「調査委員会」による対応を中心とし、必要な場合は、調査委員会に弁護士等の外部専門家が委員として参加する方式が現実的だと思われる。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
3．監査役は、当該企業不祥事に対して明白な利害関係があると認められる者を除き、当該第三者委員会の委員に就任することが望ましく、第三者委員会の委員に就任しない場合にも、第三者委員会の設置の経緯及び対応の状況等について、早期の原因究明の要請や当局との関係等の観点から適切でないと認められる場合を除き、当該委員会から説明を受け、必要に応じて**監査役会**への出席を求める。監査役は、第三者委員会の委員に就任した場合、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、他の弁護士等の委員と協働してその職務を適正に遂行するものとする。	規定例 **（中小会社の場合）** 第3項を削除する。	**【解説】（中小会社の対応）** 上記第2項の**【解説】**のとおりであるが、明白な利害関係があると認められない限り、監査役が不祥事に対して適切な対応を行うために調査委員会の委員として参加することが望ましい。 ➡ 規定例の4項及び**【解説】**参照。 あらかじめ、そのための規定を策定しておくことが望まれる。

第２５条（事業報告等の監査）

1　本条は、**全ての監査役に適用**される。

2　監査役は、業務監査を基礎として、事業報告の内容が会社の状況を適切に表示しているかどうか監査する。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（事業報告等の監査） **第 25 条** 1．監査役は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書（本基準において「事業報告等」という）が適切に記載されているかについて監査意見を形成する。	**【解説1】（事業報告等の監査）** ① 事業報告及びその付属明細書は、計算関係書類と共に、取締役の株主に対する年次報告である。 ② 監査役は、取締役の株主に対する報告が会社法の規定に従い会社の状況を適切に表示しているかどうかについて、1年間の業務監査に基づき検証のうえ(**【解説3】**参照)、監査意見を形成し、監査報告に記載する。	**【解説2】（事業報告等の内容）** **A　全ての会社が記載する事項** ① 会社の状況に関する重要な事項 ［計算関係書類で開示される内容は除く］ ② 内部統制体制の整備に関する取締役会の決定又は決議の内容(概要) ［本件について決定又は決議があるとき］ ③ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容(概要)及び取組方針等 ［基本方針を定めているとき］ ➡ 施行規則118
2．監査役は、特定取締役（会社法施行規則第 132 条第４項に定める取締役をいう。以下本条において同じ）から各事業年度における事業報告等を受領し、当該事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかを監査しなければならない。		**B　公開会社が追加して記載する事項** ① 会社の現況に関する事項 ② 会社の役員に関する事項 ③ 会社の株式に関する事項 ④ 会社の新株予約権に関する事項 ⑤ 社外役員に関する特別な事項 ➡ 施行規則第119条から第124条
3．監査役は、前２項を踏まえ、事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査役監査報告に記載する。		**【解説3】（事業報告等の記載事項の確認）** 法定開示事項が網羅されているか、記載内容が適切かを確認するために、監査役はチェックリスト等を準備し、日頃から情報を整理しておくことが望ましい。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
4．**監査役会**は、各監査役の監査役監査報告に基づき、事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を**監査役会**監査報告に記載する。	規定例 **（監査役会が設置されていない場合）** 第4項を削除する。 ➡ 第18条第5項の**【解説1】**参照。	
5．**監査役会**は、その決議によって、特定取締役から事業報告等の通知を受ける職務を行う特定監査役（会社法施行規則第 132 条第５項に定める監査役をいう）を定めることができる。	規定例1 **（監査役会は非設置だが、二人以上の監査役がいる場合）** 5. 監査役は、過半数の同意により、特定取締役から･･･(以下同じ)。 規定例2 **（監査役協議会を任意で設けている場合）** 監査役協議会は、監査役の過半数の同意により、特定取締役から･･･(以下同じ)。 **【解説1】（特定取締役）** ① 会社が事業報告又は計算関係書類に関する監査役(会)監査報告の通知を受けるものとして定めた取締役のこと。 特に定められていなければ、「これらの書類の作成に関する職務を行った取締役」が特定取締役である（施行規則 132④、計算規則 124④)。 ② 会社法は上記のとおり規定しているので、特に定めていない会社が多い。定める場合は、社長とする例が多いようである。 ③ なお、日本監査役協会の監査報告のひな型では、「監査報告の提出先を「代表取締役社長宛て」としている。	**〔解説2】（特定監査役の定め）** 監査役(会)が、事業報告又は計算関係書類に関する監査役(会)監査報告の通知をすべきものとして定めた監査役のことである(施行規則 132⑤、計算規則 124⑤)。 ① 一人監査役は、自ずと特定監査役になる(施行規則 132⑤一号ハ、計算規則 124⑤一号ハ)。 ② 二人以上監査役がいて、特に定めなければ、監査役全員が特定監査役となる（施行規則 132⑤一号ロ、計算規則 124⑤一号ロ)。 ③ 特定監査役は、監査に係る職務を行うわけではなく、書類の授受や通知等に係る事務を行うだけであり、定めるかどうかは任意である。 特定監査役を定める方法について会社法に規定がないので、監査役の協議により適宜決めて良い。 ➡ 第31条第4項の**【解説】**参照。

６．事業報告等の監査にあたって、監査役及び**監査役会**は、必要に応じて、**会計監査人**との連係を図るものとする。	規定例1 **（監査役会が設置されていない場合）** 「及び監査役会」を削除する。 規定例2 **（会計監査人を設置していない場合）** 第6項を削除する。 規定例3 **（任意監査を依頼している場合）** 「会計監査人」を「監査法人等」（注）とする。 （注）任意監査を依頼している「監査法人」又は「公認会計士」を言う（以下、全ての規定例 及び**【解説】**において同じ。）。	**【解説】** 規定例3 **（監査法人等との連係）** 第6章「会計監査」における各所の「任意監査」についての**【解説】**及び第44条の**【解説】**（監査法人等との連係）参照。
（事業報告における社外監査役の活動状況等） **第 26 条** 監査役及び**監査役会**は、事業報告において開示される社外監査役の活動状況その他監査役に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討しなければならない。	規定例1 **（社外監査役を選任していない場合）** 第26条を削除する。 規定例2 **（監査役会が設置されていない場合）** 「及び監査役会」を削除する。	**【解説】（社外監査役の活動状況等）** 本条は、公開会社にのみ適用される。 ➡ 第5条第3項の**【解説1】**参照。

第６章　　会計監査

1　本章は**全ての監査役に適用**される。
ただし、会計監査人を設置しているかどうかにより**監査の方法及び内容が変わる**ことに留意する。

2　基準は会計監査人の設置を前提に作成されているので、会計監査人がいれば、（監査役会を設置していないことにより修正すべき箇所を除き）特に変更の必要はない。

3　したがって、本章各条の規定例は、**会計監査人が設置されていない場合に、監査役が会社法の次の規定に基づき会計監査を行う場合**を想定している。

（計算規則 121①、②）

①「計算関係書類（成立日の貸借対照表を除く）に係わる監査には、公認会計士法2条1項に規定する監査（＝ 財務書類の監査又は証明）のほか、 計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、その結果を利害関係者に伝達する手続を含む。」

② 会計監査人設置会社以外の場合、監査役は、上記に規定された「合致の程度を確かめる」ために、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、取締役等に対して会計の報告を求める（法 389④）（注）等の方法によって計算関係書類を調査し、「計算関係書類が、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうか」について意見を表明する責務を負う（計算規則 122）。

（注）「会計監査の方法」（法 389④）の規定は、監査の範囲を会計に関するものに限定される監査役に適用されるが、全ての監査役にとって会計監査に関して同様の方法をとることが妥当だと考えられる。

4　会計監査人は設置していないが、監査法人等に**「任意監査」**を依頼している場合があるが、この場合でも上記規定に基づく監査役の会計監査責任は変わらない。ただし、任意監査を依頼している監査法人等も、監査役にとり「その他意思疎通を図るべき者（施行規則 105②三）」に該当すると考えられ、監査役が監査法人等と積極的に情報交換をして、監査役監査の参考とすることは有益であるので、監査役の対応についても規定例を示した。
なお、**監査法人等との監査契約の内容によって、監査役監査の内容及び対応について相違が生じる**ことに留意する。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
第６章　会計監査 **（会計監査）** **第 27 条** １．監査役及び**監査役会**は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類等の会社計算規則第２条第３項第３号に規定するものをいう。以下本基準において同じ）が会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかに関する**会計監査人**の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成する。	**規定例1**（監査役会が設置されていない場合） 「及び監査役会」を削除する。 **規定例2**（会計監査人を設置していない場合の会計監査） 1．監査役は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監視し検証(**【解説】①**)することにより、当該事業年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書等(**【解説】②**)の会社計算規則第2条第3項第3号に規定するものをいう。以下本基準において同じ）が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかに関する監査意見を形成する。	**【解説】 規定例2 （会計監査の基礎）** ① 業務監査が会計監査の基礎となることは、会計監査人の設置の有無にかかわらず同じである。 ② 計算関係書類は、次のものを含む。 ア） 成立の日における貸借対照表 イ） 各事業年度の計算書類、附属明細書 ウ） 臨時計算書類 エ） 連結計算書類 ③ 基準の規定では「連結計算書類」を例示しているが、会計監査人を設置していない場合は、連結計算書類を作成できないので（法444①）、**規定例2**の例示から除外している。
２．監査役は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、**会計監査人**が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証する。	**規定例**（会計監査人を設置していない場合） 第2項を削除する。	**【解説】（監査人の独立性等）** ① 会計監査人を設置している場合、第2項は、監査役が「会計監査人の監査の方法及び結果の相当性」を判断するための重要なポイントである。 ② 監査役が、監査を行う場合に、公正不偏の態度と独立の立場を保持しなければならないことは、本基準第3条「監査役の心構え」に規定されているとおりである。 ③ 任意監査を依頼している場合は、第 28 条の**【解説】**参照。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認） **第 28 条** **会計監査人**の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、監査役は、次に掲げる事項について**会計監査人**から通知を受け、**会計監査人**が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、**会計監査人**に対して適宜説明を求め確認を行う。 一　独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項 二　監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項 三　**会計監査人**の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項	**規定例1（会計監査人を設置していない場合）** 第28条を削除する。 **規定例2（任意監査を依頼する場合の監査法人等の品質管理体制の確認）** **第28条（監査法人等の品質管理体制）** 1. 会社が任意監査を依頼する場合、監査役は、取締役から監査法人等（注）の選定、委託する監査の範囲、報酬、その他重要な契約内容を決定するための方針について、予め説明を受けることが望ましい。 2. 監査役は、取締役及び監査法人等と協議し、監査法人が契約に基づき監査業務を適切に行うための品質管理体制や独立性に係る事項について監査法人から適宜説明を受けることが望ましい。 （注）監査法人又は公認会計士。 ➡ 第25条第6項【規定例3】の（注）参照。	**【解説】規定例2（任意監査を依頼する場合）** ① 会社が任意監査を依頼する場合、監査役は、規定例2の第1項に示した事項の説明を取締役から受けることが望ましい。 ➡ 第6章の冒頭の説明を参照。 ② 監査法人等は、任意監査については第28条が定める職務遂行の体制に関する「計算規則131条の通知」を行う義務がない。しかし、任意監査とはいえ、法定監査に準じた監査業務を依頼している場合等には、会社も一定程度の監査品質の確保（例えば、株式上場を計画している会社では、監査証明の発行等）を期待しているはずである。また、委託した監査の範囲が限定的だったとしても、監査役の会計監査の内容及び結果と比較する等の必要が生じる。 ③ 監査役は、監査法人等と協議のうえ、品質確保のための体制について説明を受けることが望ましい。 ➡ 第29条、第32条も参照。

（会計監査人の報酬等の同意手続） **第 29 条** 1．監査役は、会社が**会計監査人**と監査契約を締結する場合には、取締役、社内関係部署及び**会計監査人**から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性を確認のうえ、**会計監査人**の報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に検証する。 2．**監査役会**は、**会計監査人**の報酬等の額の同意の判断にあたって、前項の検証を踏まえ、**会計監査人**の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む）及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて、確認する。	**規定例1（会計監査人を設置していない場合）** 第 29 条（第1項及び第2項）を削除する。 **規定例2（任意監査を依頼する場合の監査契約について）** **第 29 条（監査法人等との監査契約等の確認）** 1. 会社が任意監査を依頼する場合、監査役は、取締役から監査法人等の選定、任意監査の範囲、報酬、その他重要な契約内容を決定するための方針について、あらかじめ説明を受けるものとする。 2. 監査役は、会社と監査法人等との契約の内容（前項のものを含む）について意見があるときは、取締役に意見及びその理由について説明し、協議することが望ましい。 **規定例3（監査役会が設置されていない場合）** 「監査役会」を「監査役」とする。 **【解説1】（会計監査人の報酬同意のための監査役の対応）** 『会計監査人との連携に関する実務指針』（注）のI－3(2)「会計監査人に対する報酬等の同意権」及びII－5(1)「会計監査人の監査計画について説明を求め、意見交換する」⑫項を参照。 （注） 本実務指針は、日本監査役協会ホームページの「監査実務支援」→「電子図書館」→「委員会／組織から探す」→「会計委員会」 から閲覧及びダウンロードが可能である。 なお、監査役監査基準では「連係」と表記しているが、本実務指針は、日本公認会計士協会との共同研究報告において使用されている表記と平仄を合わせるため「連携」を用いている。	**【解説2】 規定例2 （任意監査の場合）** ① 任意監査の場合は、監査法人等の選定及び契約内容（報酬等）の決定に関する監査役の同意権(法 399)は適用されない。 ② しかし、監査法人等との契約締結は取締役の重要な職務執行であり、監査役の監査にも以下の**【解説3】**のとおり影響が生じるので、監査役が当該契約の内容について説明を受けるのは当然である（監査役の業務・財産の調査権の対象に含まれると考えられる）。 **【解説3】（任意監査契約の内容等について）** ① 例えば、上場を目指す場合は、連結財務諸表も参考のために作成し、任意監査の対象に含めて、法定監査に準じた監査の実施と保証を求めることになろう。この場合、監査役の監査も、会計監査人を設置している場合に準じた方法や内容に従って行うことが双方にとって合理的だと思われる。 ② 一方、監査法人等に依頼した監査の範囲や程度が限定的な場合は、監査法人等の意見を参考にすることはできるが、監査役が自らする監査を徹底せざるを得ない。 ③ 任意監査の場合、監査の範囲及び程度は契約により大きく異なるので、契約内容の確認は、監査役自身にとっても重要である。 ➡ 第28条、第32条も参照。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（会計方針等の監査） **第 30 条** 1．監査役は、会計方針（会計処理の原則及び手続並びに表示の方法その他計算関係書類作成のための基本となる事項）等が、会社財産の状況、計算関係書類に及ぼす影響、適用すべき会計基準及び公正な会計慣行等に照らして適正であるかについて、<u>会計監査人</u>の意見を<u>徴して</u>検証しなければならない。また、必要があると認めたときは、取締役に対し助言又は勧告をしなければならない。	**規定例**（会計監査人を設置していない場合の会計方針監査） 「会計監査人の意見を徴して」を削除する。 **【解説】（会計方針の変更）** ① 会計上の変更 会計上の変更には、(1) 会計方針、(2) 表示方法、(3) 会計上の見積りの変更があるので（計算規則 101 条、102条の2～102 条の4）、その区別について留意する。 ② 会計方針の変更 会計方針とは、左記の基準の規定のとおり、会社の財政状態・経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則、手続等であり、その変更とは「一般に公正妥当と認められた会計方針から他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更する」ことをいい、計算関係書類に注記が必要である（計算規則 102 条の2）。 〔右の欄に続く〕	〔左の欄から続く〕 会計方針の変更には、次の正当な理由が必要である。 ① 法律、会計基準等の改正に伴うもの ② 変更が企業の事業内容又は経営環境の変化に対応して行われ、会計事象等を財務諸表に、より適切に反映できること。 上記②の場合は: ア）変更後の会計方針が一般に公正妥当と認められる企業会計基準に照らして妥当か、 イ）利益操作を目的としていないか、 ウ）変更を当事業年度に行うことが妥当か 等を、総合的に判断することが必要である。 ➡「正当な理由による会計方針の変更等に関する監査上の取扱い（日本公認会計士協会）」参照。

2．会社が会計方針等を変更する場合には、監査役及び**監査役会**は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう取締役に求め、その変更の当否についての**会計監査人**の意見を徴し、その相当性について判断しなければならない。	**規定例1（監査役会が設置されていない場合）** 「及び監査役会」を削除する。 **規定例2（会計監査人を設置していない場合）** 2. 会社が会計方針等を変更する場合には、監査役は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう取締役に求め、その変更の当否について判断しなければならない。 **規定例3（任意監査を依頼している場合）** 3. 監査役は、前項の判断に際し、監査法人等の意見を徴することが望ましい。	**【解説】規定例3（任意監査を依頼している場合）** 監査役は、自分の判断の参考とするために、監査法人等の意見を聞くことは有意義である。
（計算関係書類の監査） **第 31 条** 1．監査役は、各事業年度における計算関係書類を特定取締役（計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役等の会社計算規則第 130 条第４項に定める取締役をいう。以下本条において同じ）から受領する。監査役は、取締役及び使用人等に対し重要事項について説明を求め確認を行う。	**規定例（会計監査人を設置していない場合の計算書類監査）** 「会社計算規則第130 条第4項」を「会社計算規則第124条第4項」に変更する(注)。 （注） 会計監査人設置会社以外の場合は、特定取締役に関する根拠法令が変わるので注意が必要である。	

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
2．監査役は、各事業年度における計算関係書類につき、**会計監査人**から会計監査報告及び監査に関する資料を受領する。監査役は、会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査報告の調査を行う。当該調査の結果、**会計監査人**の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、監査役は、自ら監査を行い、相当でないと認めた旨及び理由を監査役監査報告に記載する。	**規定例**（会計監査人を設置していない場合の会計監査の方法） 2．監査役は、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、取締役等に対して会計に関する説明及び説明を裏付ける資料等の提供を求め、会計の記録、見積り、評価、処理、表示等が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従っているかどうか検証し、各事業年度における計算関係書類が会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて検討する。当該検討の結果、計算関係書類が上記に関して適正に表示していないと認めたときは、監査役は、適正でないと認めた旨及びその理由を監査役監査報告に記載する。 **【解説1】** **規定例**（会計監査の方法） ① 監査役は、計算関係書類に実際に「表示された情報」と本来「表示すべき情報」との合致の程度を確かめなければならない。 ➡ 第6章冒頭の「3」参照。 ② そのためには、総勘定元帳と試算表（決算整理前及び整理後）の主要な点について比較をするのが望ましい。 〔右の欄に続く〕	〔左の欄から続く〕 ③ 比較作業そのものは、必ずしも、自ら行う必要はなく、実際の資料を閲覧しながら、経理担当役員等から重要なものについて説明を受け、その妥当性や合理性について納得できる程度まで確認できれば良い。 ④ なお、残高確認や直近3期の計算書類を比較し、変動項目及びその原因を詳しく確認すること等も有益な監査方法である。 **【解説2】（任意監査を依頼している場合の監査方法）** ① 任意監査の内容が、法定監査に準じている場合は、監査役が監査法人等の監査の内容と結果について説明を受け、質疑応答等によりその相当性を判断し、自身の監査の参考にすることは可能である。 ➡ 第29条の**【解説】**参照。 ② ただし、この場合であっても、監査役の会計監査責任が軽減されるわけではないことに留意が必要である。

３．**監査役会**は、各監査役の監査役監査報告に基づき、**会計監査人**の監査の方法及び結果の相当性について審議を行い、**監査役会**としての監査意見を形成する。当該審議の結果、**会計監査人**の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、**監査役会**は、相当でないと認めた旨及び理由を**監査役会**監査報告に記載する。	**規定例1（会計監査人を設置していない場合）** 第3項を削除する。 **規定例2（会計監査人を設置していても、監査役会が設置されていない場合）** 第3項を削除する。 ➡ 右の解説及び第18条第5項の**【解説1・2】**参照。	**【解説】（監査意見の形成）** ① 各監査役は、独任制により自らの監査意見を形成するが、監査役会を設置している場合は、各監査役の監査報告に基づき審議のうえ、監査役会としての監査意見を形成しなければならない（計算規則 123①③、128①③）。 ② 監査役会が非設置であれば、上記のプロセスは不要であるが、監査役が二人以上いる場合（監査役協議会等を任意で設けている場合を含む）は、各監査役が監査意見を形成する過程で、他の監査役の監査意見を聞き、相互に意見交換することは望ましいことである（施行規則 105④）。
４．**監査役会**は、その決議によって、特定取締役から計算関係書類の通知を受け、**会計監査人**から会計監査報告の通知を受ける職務を行う特定監査役（会社計算規則第 130 条第５項に定める監査役をいう）を定めることができる。	**規定例1（監査役会は非設置だが、二人以上の監査役がいる場合）** 4. 監査役は、過半数の同意により、特定取締役から・・・（以下同じ）。（注1） **規定例2（規定例1において、会計監査人が設置されていない場合）** 4. 監査役は、過半数の同意により、特定取締役から計算関係書類の通知を受ける職務を行う特定監査役（会社計算規則第124条第5項に定める監査役をいう）を定めることができる。（注2）	**【解説】（特定監査役の定め）** 特定監査役を定める方法について会社法には規定がないので、監査役の協議により適宜決めて良い。**規定例1**では、基準が示した選定方法（監査役会の決議）に準じて「過半数の同意」としたが、「全員の同意」としても良い。 （注1） 特定取締役及び特定監査役については、第25条第5項の**【解説】**参照。 （注2） 会計監査人設置会社以外の場合は、特定監査役に関する根拠法令が変わるので注意が必要である。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（会計監査人の選任等の同意手続） **第 32 条** 1．監査役は、**会計監査人**の再任の適否について、取締役、社内関係部署及び**会計監査人**から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期検討する。	**規定例1**　**（会計監査人を設置していない場合）** 第1項から第3項を削除する。 **規定例2**　**（任意監査を依頼する場合の監査法人等の選定）** 1. 会社が任意監査を依頼する場合、監査役は、取締役から監査法人等の選定、任意監査の範囲、報酬、その他重要な契約内容を決定するための方針について、あらかじめ説明を受けるものとする。 2. 監査役は、監査法人等の選定について意見があるときは、取締役に意見の内容及び理由について説明し、協議することが望ましい。	**【解説】（会計監査人の選任等の同意手続）** ① 会社法第 344 条に基づくものであり、会計監査人を設置していない場合は、該当しない。 ② ただし、任意監査を依頼する場合の監査法人等の選定に関しては、監査役は第29条の**【解説3】（任意監査契約の内容等について）**に記載のとおりに対応することが望ましい。 ③ 左記の**規定例2**は、第29条の**規定例2**と同趣旨である。したがって、第29条と第32条の規定例を合体して「監査法人等の選定及び監査契約等の確認」として規定する方が良いと思われる。 ➡ 会計監査人の選任、再任、不再任、解任に係わる監査役の対応については、『会計監査人との連携に関する実務指針』のI－3(1)「会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案又は議題の同意権・請求権（法 344 条）、及び会計監査人の解任権（法 340 条）」参照。 ➡ 前掲第29条の**【解説1】**参照。
2．**監査役会**は、**会計監査人**の再任の適否の判断（**会計監査人**の選任に関する議案を株主総会に提出すること又は**会計監査人**の解任もしくは不再任を株主総会の目的とすることの同意の判断を含む）にあたって、前項の検討を踏まえ、**会計監査人**の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む）、監査体制及び独立性などが適切であるかについて、確認する。	**規定例**　**第2項及び第3項（監査役会が設置されていない場合）** 「監査役会」を「監査役」に変更する。	
3．**監査役会**は、取締役に対し、**会計監査人**の選任に関する議案を株主総会に提出すること又は**会計監査人**の解任もしくは不再任を株主総会の目的とすることを請求することができる。		

第７章　　監査の方法等

１　本章は、**全ての監査役に適用**される。

２　本章は監査の方法等を規定しているが、第５章（業務監査）及び第６章（会計監査）における監査の実施内容等と区別されるものではなく、「第５章・第６章・第７章」は一つの大きな括り（纏まり）として理解するのが良い。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
第７章　監査の方法等 **（監査計画及び業務の分担）** **第 33 条** １．**監査役会**は、内部統制システムの構築・運用の状況にも留意のうえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針をたて、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成する。この場合、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定するものとする。	**規定例1（監査役会を設置していない場合）** 第33条各項の「監査役会」を「監査役」とする。 **規定例2（規定例1において、監査役が一人の場合）** 第33条の標題を「監査方針及び監査計画」」等と適宜修正する。 **規定例3（監査役協議会を任意で設けている場合）** 第1項の「監査役会」を「監査役は、監査役協議会において」とする。	
２．**監査役会**は、効率的な監査を実施するため、適宜、**会計監査人**及び内部監査部門等と協議又は意見交換を行い、監査計画を作成する。	**規定例1（会計監査人を設置していない場合）** 「会計監査人及び」を削除する。 **規定例2（任意監査を依頼している場合）** 「会計監査人」を「監査法人等」とする。	**【解説1】（第2項は三様監査の一環）** 会社法の関連条文：施行規則 105②一、三 ➡ 第34条、第44条も参照。 **【解説2】規定例2（任意監査を依頼している場合）** 会計監査人と同様に、任意監査を依頼した監査法人等との情報交換も重要である。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
3．**監査役会**は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。	規定例1 **（監査役が一人の場合）** 第3項を削除する。 規定例2 **（監査役協議会を任意で設けている場合）** 3．監査役は、監査役協議会において、効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めることができる。	**【解説】** 規定例2 **（監査業務の分担）** ➡ 監査業務を分担したときの留意点については、第4条第1項及び第2項の**【解説2】**参照。
4．**監査役会**は、監査方針及び監査計画を代表取締役及び取締役会に説明する。	規定例 **（監査役協議会を任意で設けている場合）** 「監査役は、監査役協議会において定めた監査方針…（以下同じ）」とする。	**【解説】** 規定例 **（監査計画の説明）** ➡ 第3条第7項の**【解説】**参照。
5．監査方針及び監査計画は、必要に応じ適宜修正する。		

第３４条　内部監査部門等との連係による組織的かつ効率的監査

１　本条は、**全ての監査役に適用**される。

２　中小会社の場合、内部監査等に関する組織や陣容は必ずしも十分ではないとの報告がされている。
その場合でも、会社における内部統制や内部牽制の実態を確認し、これらの機能を担う部門や要員と可能な限り連係を試みたい。

➡　次頁【解説２】参照。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（内部監査部門等との連係による組織的かつ効率的監査） **第 34 条** １．監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査職務の執行にあたり、内部監査部門その他内部統制システムにおけるモニタリング機能を所管する部署（本基準において「内部監査部門等」という）と緊密な連係を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めなければならない。	**【解説1】（内部監査部門等との連係）** ①　本条は、「三様監査」の一環として、監査役が監査職務を行う際に、関連部門との連係（意思疎通）を図り、組織的・効率的監査を行うことを定めている。 ②　この点について、社長を監査する立場にある監査役が、社長の指揮下にある内部監査部門と連係することに違和感があるとの意見が聞かれることがある。 ③　しかし、例えば、生産、技術、IT、安全・品質・環境、衛生等の統制に関する専門的な分野や企業グループ全体の細部にわたる運営状況等の確認や監査については、内部統制機能を果たしている専門部署や内部監査部門が実効性の高い監査をしている面があることも否定できない。監査役が、企業グループ全体の組織的かつ効率的な監査を実現しようとすれば連係が必須である。 〔右の欄に続く〕	〔左の欄から続く〕 ④　監査役は、「監査職務を適切に遂行するために、取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集と監査の環境の整備に努める（施行規則 105②）」 ように求められている。監査役が内部統制部門や内部監査部門等と監査職務を果たすために連係することは会社法上矛盾しない。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
	【解説2】（中小会社における内部監査部門等との連係） ① 中小会社における内部監査部門の状況として、次のような実情が報告されることがある。 ア） 内部監査部門はあるが、縮小傾向である。 イ） 機能は、内部統制の構築・運用状況の評価、各事業所の内部監査、ISO 監査等の統括に限定されている。 ウ） 内部監査部門はないが、以下のとおり運用している。 ｉ） 社長／取締役等の指揮の下に、会社全体の内部統制を推進 ⅱ） 品質、環境、情報管理・セキュリテイ、個人情報保護等に特化して管理・推進 エ） 監査役が内部統制の細部にわたる監査も実施 ② 上記の実情は、中小会社だけではなく、大企業においてもリソースの制限や費用の面から、少なからず見られる傾向だと思われる。 ③ このような状況であっても、監査役は、例えば、以下のように対応をすることにより、監査の実効性を高めることが考えられる。 ア） 内部監査の専任部門はなくても、内部牽制やモニタリング機能を担当する部署や人がいれば、情報交換を行い、監査役監査に活用する。 イ） 各部門が、会社の業務内容や遂行等について調査・分析 〔右の欄に続く〕	〔左の欄から続く〕 した様々な資料やデータ等があれば、監査役はこれらの資料の閲覧や提供を受けることにより、内部監査の代替として利用する。 ウ） 親会社があれば、親会社の内部監査部門の協力を仰ぐ。 ④ 監査役は、会社全体の統制及び監査体制のあり方について検討のうえ、取締役等に提言し協議することが望ましい。

2．監査役は、内部監査部門等からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めるものとする。監査役は、内部監査部門等の監査結果を内部統制システムに係る監査役監査に実効的に活用する。		**【解説】（内部監査部門等からの計画・報告の入手と調査の依頼）** ① 第1項と同趣旨の規定である。 ② 内部監査部門が実施計画や監査要領等を作成していれば、それらを入手し、監査役が必要と考える点について調査を依頼し、調査結果について説明を受けて、必要な対応をとる。
3．監査役は、取締役のほか、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門、財務部門その他内部統制機能を所管する部署（本条において「内部統制部門」という）から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めなければならない。		**【解説】（内部統制主管部門との連係）** ① 第1項と同趣旨の規定であるが、第3項は「業務・財産の調査権（法 381②）」に基づく。 ② 例えば、経理・財務部門等で、伝票の作成と承認、支払の依頼と現金、手形、小切手の取扱等を分離することにより、内部牽制が機能しているかどうか等について報告を受け、必要と認めるときは、自ら確認する。
4．**監査役会**は、各監査役からの報告を受けて、取締役又は取締役会に対して助言又は勧告すべき事項を検討する。ただし、**監査役会**の決定は各監査役の権限の行使を妨げるものではない。	**規定例1** **（監査役会を設置していないが、二人以上の監査役がいる場合）** 冒頭の「監査役会」を「監査役」とする。 後段の「監査役会の決定」を「これらの決定」とする。 **規定例2** **（監査役協議会を任意で設けている場合）** 「監査役会」を「監査役協議会」とする。 **規定例3** **（監査役が一人の場合）** 第4項を削除する。	

第３５条（企業集団における監査の方法）

1　**第 35 条は、第 22 条（企業集団における監査）と対応している。第 22 条と第 35 条は、一体として理解する。**

（注）　現在は子会社等がなくても、第 22 条（企業集団における監査）の規定を置いた場合、第 35 条も残すことが必要である。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（企業集団における監査の方法） **第 35 条** １．監査役は、取締役及び使用人等から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧する。 ２．監査役は、その職務の執行にあたり、親会社及び子会社等の監査役、内部監査部門等及び**会計監査人**等と積極的に意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。 ３．監査役は、取締役の職務の執行を監査するため必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しなければならない。	規定例 **（子会社等がない場合）** 第35条全体を削除することが可能である。	**【解説1】（監査役の企業集団監査）** ①　取締役は、企業集団の内部統制の構築・運用を含む企業集団全体の管理を行い、連結計算書類及び連結ベースの事業報告の作成と開示に責任を負う。 ②　監査役の企業集団における監査とは、取締役の以上の企業集団の管理・監督に関する職務執行を監査することである。 **【解説2】（企業集団における監査の方法）** 第1項：　上記**【解説1】**のとおり。 第2項：　施行規則105②二、④に基づく。 第3項：　子会社調査権（法381③）に基づく。 なお、子会社の調査は、あくまでも取締役の子会社の管理状況を監査するとの観点から、必要な場合に実施する。

第３６条（取締役会への出席・意見陳述）

１　本条は、**全ての監査役に適用**される。

２　監査役の最も重要な義務の一つであり、本条は全て会社法の規定に基づいている。

➡「取締役会に関する監査」については　監査実施要領第8章第2項を参照。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（取締役会への出席・意見陳述） **第 36 条** １．監査役は、取締役会に出席し、かつ、必要があると認めたときは、意見を述べなければならない。		**【解説】（会社法の関連規定）** 会社法第383条第1項に基づく。
２．監査役は、取締役が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めたとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めたときは、遅滞なく、その旨を取締役会に報告しなければならない。		会社法第382条に基づく。
３．監査役は、取締役会に前項の報告をするため、必要があると認めたときは、取締役会の招集を請求しなければならない。また、請求後、一定期間内に招集の通知が発せられない場合は、自らが招集することができる。		会社法第383条第2項・第3項に基づく。
４．監査役は、取締役会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめ、出席した監査役は、署名又は記名押印しなければならない。		会社法第369条第3項・第4項、第371条第1項、会社法施行規則第101条に基づく。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（取締役会の書面決議） **第 37 条** 取締役が取締役会の決議の目的である事項について法令の規定に従い当該決議を省略しようとしている場合には、監査役は、その内容（取締役会の決議を省略することを含む）について検討し、必要があると認めたときは、異議を述べなければならない。	規定例 **（書面決議に関する定款の定めがない場合）** 第37条を削除する。 **【解説】（書面決議（決議の省略））** ① 会社法第370条に基づく。 ② 書面決議（決議の省略）を行う運営を可能とするためには、定款の定めが必要である。 ③ 監査役の異議の対象は、決議の省略そのものではなく、決議の目的事項に係わる提案の内容である。 ［右の欄に続く］	［左の欄から続く］ ④ 議事資料を読む限り、提案内容に異議がない場合でも、取締役会において審議し、慎重に結論を出すべきと考えるときや、議論を行った後でないと適切な意見や異議を述べることができないと考えるときは、提案に対して異議を述べることができる。
（特別取締役による取締役会への出席・意見陳述） **第 38 条** 1．取締役会が特別取締役による取締役会の決議をすることができる旨を定めている場合には、**監査役会**は、その決議によって当該取締役会に出席する監査役をあらかじめ定めることができる。ただし、その他の監査役の当該取締役会への出席を妨げるものではない。 2．特別取締役による取締役会に出席した監査役は、必要があると認めたときは、意見を述べなければならない。	規定例 **（特別取締役に関する決議がない場合）** 第38条を削除する。 **【解説】（特別取締役による取締役会決議）** ① 会社法第373条に基づく。 ② 取締役会設置会社は、以下の要件を満たす場合、取締役会の決議により、「3人以上の特別取締役を選定し、次の事項（二つに限定）について決議できる」旨を定めることができる。 ア） 要件 ｉ） 取締役の数が6人以上 ⅱ） 取締役のうち、一人以上が社外取締役 イ） 決議できる事項 ｉ） 重要な財産の処分・譲受け（法362④一） ⅱ） 多額の借財（法362④二） ［右の欄に続く］	［左の欄より続く］ ③ 特別取締役の選定は、取締役会の決議だけで良く、定款の定めは必要ない。 ④ 決議できる事項は左記のとおり限定されているが、例えば、他の会社を買収するための株式の大量買い付け、それに伴う資金調達、子会社等に対する資金の緊急支援等を迅速に行える利点があるとされる。 ⑤ 特別取締役会に出席する監査役を互選で定めた場合、その他の監査役は当該取締役会に対する出席義務を負わないが、出席することは可能である。これは特別取締役以外の取締役についても同様である。

３．特別取締役による取締役会に出席した監査役は、特別取締役による取締役会の議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめ、これに署名又は記名押印しなければならない。		
４．特別取締役による取締役会に出席した監査役は、他の監査役に対して付議事項等について報告を行う。		
（重要な会議等への出席） **第 39 条** １．監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、経営会議、常務会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めたときは、意見を述べなければならない。 ２．前項の監査役が出席する会議に関して、監査役の出席機会が確保されるよう、監査役は、取締役等に対して必要な要請を行うものとする。 ３．第１項の会議又は委員会に出席しない監査役は、当該会議等に出席した監査役又は取締役もしくは使用人から、付議事項についての報告又は説明を受け、関係資料を閲覧する。	規定例 **（出席会議についての要望の通知）** **第39条（重要な会議等への出席）** 1. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、重要な会議及び委員会等に出席し、必要と認めたときは、意見を述べる。 2. 監査役は、上記の目的のために希望する会議及び委員会に対する監査役の出席機会が確保されるように取締役等に要望を出し、当該会議等の開催日時、場所、議題等の通知及び議事資料が監査役宛てにも適切に提供されるように必要な要請を行うものとする。 3.（左記第3項のとおり） **【解説】** 規定例 **（出席会議についての要望の通知）** ① 監査役は、左記の目的のために、取締役会以外の重要な会議や委員会にも、業務・財産の調査権（法381②）に基づき出席できる。監査役のこれらの法定権限については、取締役等に説明し十分に理解を得る必要がある。 ［右の欄に続く］	［左の欄より続く］ ② 会社では様々な会議が行われているので、会社の事業の状況、業務及び財産の状況を適切に把握するために必要と考える会議を選択することが重要である。 ③ 監査役は強大な調査権を持つが、取締役等が主催する会議に円滑に出席するためには、担当取締役等に事前に出席の要望を伝え、事務局等から開催に関する通知及び資料を受け取れるようにしておくことが望ましい。 ④ 第3項は、役割分担により、取締役会以外の重要会議には、常勤監査役が出席する場合等を想定している。監査役間の情報共有が大切なことは言うまでもない。 ➡ 第4条第3項の規定例参照。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（文書・情報管理の監査） **第 40 条** １．監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要があると認めたときは、取締役又は使用人に対しその説明を求め、又は意見を述べなければならない。		**【解説】（重要文書の閲覧等）** ① 監査役は、業務・財産の調査権（法381②）に基づき、重要文書等を閲覧し、必要な場合は、職務執行監査の観点から意見を述べることができる。 ② 監査役による重要文書の閲覧は、ルール化しておくことが必要である。 ③ 事後閲覧が原則だが、決裁後直ちに回付されないと、必要な指摘や意見を述べる機会を失することになる。 ④ 一定以上の決裁文書や重要文書は、監査役に自動回付される体制やシステムを確立しておくことが望ましい。このため、決裁文書に「監査役の確認欄」を設けている例や、社内のイントラネット上の決裁について、監査役がいつでもチェックできるシステムが構築されている例がある。 ⑤ 取締役の利益相反が生じやすい寄付金や株主との主要な取引等は、監査役が内容を確認してから、決裁に回る運用とする例もあるので参考にしたい。
２．監査役は、所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要があると認めたときは、取締役又は使用人に対し説明を求め、又は意見を述べなければならない。		

第４１条（法定開示情報等に関する監査）

1　上場会社でない場合も、自社の法定開示情報の種類及び作成・開示のための体制を確認し、監査役は重要なものについて遺漏なく、適正に開示されているかどうかを監査する。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（法定開示情報等に関する監査） **第 41 条** 1．監査役は、有価証券報告書その他会社が法令の規定に従い開示を求められる情報で会社に重大な影響のあるもの（本条において「法定開示情報等」という）に重要な誤りがなくかつ内容が重大な誤解を生ぜしめるものでないことを確保するための体制について、第 21 条に定めるところに従い、法定開示情報等の作成及び開示体制の構築・運用の状況を監視し検証する。	規定例 **（法定開示情報に関する監査）** 1．監査役は、自社における重要な法定開示情報について、取締役から説明を受け、その開示体制が適切かどうかを確認し、必要に応じて助言又は勧告をする。 2．（基準第2項のとおり） **【解説1】（法定開示情報等に関する監査）** ① 法令で求められる開示情報に関する監査役の監査対象は、情報そのものの適正ではなく、「重要な」情報が「適正に」作成され開示されるための「体制の構築・運用の状況」であることが、平成23年の基準の改定において明確にされている。 ② 有価証券報告書（有報）は、重要な法定開示情報であり、重要な記載内容が不適正な場合等には、監査役も損害賠償責任（金商法24の4）を負うリスクがあるので例示されている。 ③ 東証の適時開示情報（決算短信その他）は、法定開示情報ではないが、株主や投資家にとり極めて重要であり、有報の開示体制の構築・運用状況を監視・検証するときに、併せて監査対象とすることが考えられる。 ④ 会社法では、（有報提出会社以外の）会社は、計算書類（又はその一部）に関する公告が必要である（法440）。 ⑤ 他にも、業法により開示しなければならない情報や製品の欠陥・危険性、商品の誤使用を回避するために開示しなければならない情報があることにも留意したい。 ⑥ 監査役は、自社の法定開示情報及びその作成・開示体制について取締役等から説明を受け、監査役の監査のあり方を検討することが望ましい。	**【解説2】** 規定例 第1項：中小会社、大会社にかかわらず、自社の法定開示情報の種類及び作成・開示体制について、確認しておくことは重要である。 第2項：ここに掲げられている事象や事項は、全ての企業において重要であり、そのまま自社基準にも採用する。 **【解説3】（継続企業の前提）** ① 会社計算規則第 100 条に定義されている。 ② 詳細は、監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」（開示実務指針）を参照。 同報告において、継続的な営業損失、債務超過、営業債権の返済困難等が継続企業の前提に疑義を生じさせる事象として例示されている。 **【解説4】（重大な事故、災害、係争事件等）** 監査役は、これらの事象について「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実」として、会社法第357条に基づき、取締役から報告を受けなければならない。 ➡ 第17条第2項参照。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
2．　監査役は、継続企業の前提に係る事象又は状況、重大な事故又は災害、重大な係争事件など、企業の健全性に重大な影響のある事項について、取締役が情報開示を適時適切な方法により、かつ、十分に行っているかを監視し検証する。		
（取締役及び使用人に対する調査等） **第 42 条** 1．監査役は、取締役及び使用人に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する。		**【解説】（取締役及び使用人に対する調査）** ① 監査役の業務・財産の調査権（法381②）に基づく規定である。 ② 監査役が、取締役及び使用人に対し事業の報告を求め、会社の業務及び財産の状況について円滑に調査をするためには、それらの者と平素より意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めることが重要である。 ➡ 第17条第1項における**【コメント】**も参照。
2．監査役は、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成するうえでの合理的根拠を求めなければならない。		

（会社財産の調査） **第 43 条** 1．監査役は、重要な会社財産の取得、保有及び処分の状況について調査しなければならない。 2．監査役は、取締役が会社の資産及び負債を適切に管理しているかを調査しなければならない。 3．監査役は、会社財産の実質価値の把握に努めるよう心掛ける。		**【解説】（会社財産の調査）** 監査役の業務・財産の調査権（法381②）に基づく規定。会計監査の点からも重要である。 ➡　本基準第6章も参照。
（会計監査人との連係） **第 44 条** 1．監査役及び**監査役会**は、**会計監査人**と定期的に会合をもつなど、緊密な連係を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。 2．監査役及び**監査役会**は、**会計監査人**から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行わなければならない。	**規定例1**　**（会計監査人を置いていない場合）** 第44条を削除する。 **規定例2**　**（任意監査を依頼している場合）** **第44条　（監査法人等との情報交換）** 1. 監査役は、会計監査の参考とするために、監査法人等と適宜会合をもち、積極的に意見及び情報の交換を行うものとする。 2. 監査役は、監査法人等から監査計画の概要及び監査重点項目等について説明を受け、意見交換する。 3. 監査役は、監査法人等が往査及び監査講評を行うときは、必要に応じて立ち会うほか、監査法人等から監査の実施経過について報告を受けるものとする。	**【解説1】（監査法人等との連係）** ①　監査役が会計監査人と連係することは、会計監査の信頼性を高め、会計監査人の監査の相当性について意見を述べるためにも極めて重要である。 ②　第44条は、会計監査人を設置していない会社には該当しないが、任意監査を依頼している場合は、監査役が監査法人等と積極的に情報交換をすることは、双方にとり有益である。 ➡　第6章の冒頭の「4」任意監査に関する解説参照。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
3．監査役は、必要に応じて**会計監査人**の往査及び監査講評に立ち会うほか、**会計監査人**に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。		
4．監査役は、**会計監査人**から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実（財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む）がある旨の報告等を受けた場合には、**監査役会**において審議のうえ、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。	［上記 規定例2 の続き］ 4．（「会計監査人」を「監査法人等」とする。） **規定例3（監査役会が設置されていない場合）** 後半の下線部「監査役会において審議のうえ」を削除する。この場合、監査役が二人以上いるときは、「監査役間において討議のうえ」と修正するか、又は監査役協議会を設けているときは「監査役協議会において審議のうえ」と修正する。	**【解説2】（会計監査人からの報告）** ① 第4項は、会社法第 397 条及び金商法第 193 条の3に基づく。上場会社の場合、監査役が（会計）監査人の本件報告に対して適切な対応を怠れば、監査人は、金商法に基づき金融庁にその事実を報告することになるので、留意が必要である。 ② 第4項は、会計監査人を設置していないときは該当しないが、任意監査を依頼している場合は、監査法人が「不正リスク対応基準（企業会計審議会）」に基づき監査を行い、不正を発見したときは、第4項に準じた報告を監査役に行う可能性がある。規定例2の第4項は、その可能性を考慮したものである。
5．監査役は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、**会計監査人**の監査の参考となる情報又は**会計監査人**の監査に影響を及ぼすと認められる事項について**会計監査人**に情報を提供するなど、**会計監査人**との情報の共有に努める。	［上記 規定例2 の続き］ 5. 監査役は、業務監査の過程において知り得た情報のうち、監査法人の監査に参考となる情報や監査に影響を及ぼすと考える事項について監査法人等に情報を提供するなど、相互協力に努めるものとする。	

第８章　　会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当

1　本章は、一般株主と取締役間の利益相反が問題となる代表的なケースにおける監査役の対応について定めている。

2　上場会社でない限り、殆どの中小会社には該当しないと思われるが、自社の状況に応じ本章を採用するか削除するか決める。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
第８章　会社の支配に関する基本方針等及び第三者割当 **（会社の支配に関する基本方針等）** **第 45 条** 1．監査役は、会社がその財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（本条において「基本方針」という）を定めている場合には、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、次に掲げる事項について検討し、監査報告において意見を述べなければならない。 一　基本方針の内容の概要 二　次に掲げる取組みの具体的な内容の概要 イ　会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み ロ　基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本条において「買収防衛策」という）	規定例 **（会社の支配に関する基本方針がない場合）** 第 45 条を削除する。 **【解説】（会社の支配に関する基本方針等に関する意見の表明）** ①　本条は、会社が基本方針を定めていれば事業報告への記載が求められ（施行規則 118 三）、監査役（会）の監査報告において意見が求められるので規定されている（施行規則 129①六、130②二）。 ②　事業報告への記載は、公開会社か非公開会社かにかかわらず、基本方針を定めていればその概要を記載しなければならないので、中小会社にも該当する場合がある。 ③　監査役が意見の表明を求められるのは、会社のこのような方針や取組みが、取締役と株主間の利害相反となる可能性があるからである。 ➡右欄**【参考】**参照。 ④　監査役は、第45条第2項に従い、会社の定めた取組みが「基本方針に沿うものであるか」、「株主の共同の利益を損なうものではないか」及び「取締役が会社役員の地位の維持を目的とするものではないか」（施行規則 118 三号ハ）について、意見を表明する。 ⑤「買収防衛策」については、経済産業省及び法務省から2005年に「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が公表され、さらに、経済産業省から2008年に「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（企業価値研究会）が公表されている。該当する場合は参考にする。	**【参考】（会社法立法官による説明（大意））** 「①　一部の投資家が、会社が本来有するとみられる価値を重視せず、短期的利益だけを求めて株式の取得と売却を行おうとする事態は、一般的な株主にとっては必ずしも望ましいとはいえないことがある。 ②　取締役は、そのような事態が生じて一般的な株主が損害を被ることのないように、様々な取組みをするが、その中には株主との利益相反となるものがある。 ③　そこで、会社経営を委任された取締役等が、会社の支配する者のあり方ついてどのような基本方針を持っているのか、そしてその基本方針の基にどのような取組みをしようとしているのかについて事業報告に開示を求めることにしたものである。 ④　なお、特定の者が会社の支配権を獲得することがないようにするための会社における取組み（いわゆる「買収防衛策」）を決めているときは、ここで開示しなければならないが、買収防衛策だけが開示事項とされているわけではないことに留意する。」

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
２．監査役は、前項第２号に定める各取組みの次に掲げる要件への該当性に関する取締役会の判断及びその判断に係る理由について、取締役会その他における審議の状況を踏まえて検討し、監査報告において意見を述べなければならない。 一　当該取組みが基本方針に沿うものであること。 二　当該取組みが会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。 三　当該取組みが会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。	**【解説】（監査報告書への監査役意見の記載）** 第1項の**【解説】**参照。	
３．監査役は、買収防衛策の発動又は不発動に関する一定の判断を行う委員会の委員に就任した場合、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、会社利益の最大化に沿って適正に当該判断を行うものとする。		

（第三者割当の監査） **第 46 条** 1．監査役は、会社が株式又は新株予約権（新株予約権付社債を含む）の第三者割当を行う場合、第 19 条及び第 41 条第 1 項に定める監査を行うほか、有利発行該当性に関する事項を検討し、法令又は金融商品取引所の上場規則等が求めるところに従い意見を述べる。	**規定例1（支配株主がいる非上場会社の場合）** 第 46 条を削除する。 **規定例2（株主の数が一定数以上いる会社又は上場を目指す会社の場合）** 1．監査役は、会社が ･･･(以下同じ)･･･、第19条に定める監査を行うほか、有利発行該当性に関する事項を検討し、必要と認めるときは、代表取締役又は取締役会に対して法令等の求めるところに従い意見を述べる。 **【解説1】規定例1** 支配株主がいる非上場会社の場合、資本政策や新株発行等による資金調達の決定は株主総会にて行われ、他の株主との利害調整は話し合いにより解決されると思われるので、本条を削除しても良い。 **【解説2】（第三者割当に関する監査）** ① 取締役の忠実義務・善管注意義務に関する監査の一環として、以下の観点から監査する。 ア）取締役は、「経営判断の原則」に従って、以下の事項を十分検討し、決定したか。 ⅰ）資金計画、資金調達の必要性と方法。第三者割当（縁故募集）を選択する理由 ⅱ）割当の態様、割当先の選定 ⅲ）株式希薄化による株主への影響、割当規模の合理性 ⅳ）割当条件（有利発行の該当性） イ）取締役は、法令や東証の上場規則等に従って適正な開示をしているか。 〔右の欄に続く〕	〔左の欄から続く〕 ② 監査役は、以上の基本に沿って監査するが、特に次の諸点を押さえることが肝要 ア）株主総会の特別決議を経ないで第三者割当を行うことが適正か。 イ）取締役は、有利発行に該当しないかどうかの経営判断を適切に行ったか。 ウ）取締役が新株予約権等により第三者割当を行おうとするときに、 ⅰ）公正価値の評価を適正に行ったか。 ⅱ）上記評価に基づいて、発行条件等の決定を適正に行ったか。 エ）監査役は、上記ウ）の確認のため取締役の説明や取締役会における報告・審議において、以下をチェックする。 ⅰ）取締役が条件設定のために採用した評価モデルや前提条件を選択する判断などに恣意性がなく、客観的な根拠に基づいて行われたか。 ⅱ）不合理な判断が介在していないか。 ⅲ）信頼できる外部専門家の意見を取得しているか。 ③ 監査役も専門的事項については、外部専門家から説明を聞き、上記②エ）の諸点に不合理なところがないかどうか意見を求めることが重要である。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
２．監査役は、株主総会決議を経ずに行われる大規模第三者割当（直近６ヶ月間における第三者割当による議決権の希薄化率が25%以上となる場合又は第三者割当によって支配株主となる者が生じる場合をいう。以下本条において同じ）について、会社役員の地位の維持を目的とするものではないか等を検討し、必要に応じて取締役に対して助言又は勧告を行う。監査役が当該大規模第三者割当に関し独立した者としての第三者意見を述べる場合には、会社に対する善管注意義務を前提に、その職務を適正に遂行するものとする。		**【解説】（大規模第三者割当）** ① 大規模第三者割当は、取締役と株主の利益が大きく相反し、既存株主の利益を損なうので、株主総会の決議を求めるのが基本である。 ② 総会の決議を求めない場合は、独立した第三者委員会等による意見を求めるなど東証の上場規則に従って対応することが必要である。 ③ 大規模第三者割当は、買収防衛策として用いられる等、経営者（取締役）が縁故募集により支配株主を選ぶことになるため、取締役の地位保全が目的かどうか等を監査役は慎重に検討する必要がある。 ④ 第三者割当の監査役監査の方法及びプロセスの詳細については、「有識者懇談会の答申に対する最終報告書（平成 22 年 4 月 8 日）」の 79 頁～99 頁参照。 （注） 本最終報告書は、日本監査役協会ホームページの「監査実務支援」→「電子図書館」→「委員会／組織から探す」→「有識者懇談会」から閲覧及びダウンロードが可能である。

第９章　　株主代表訴訟等への対応

１　本章は、主に次の場合を想定して、監査役の対応について規定している。

（１）会社が取締役の責任を追及する場合（第４７条）

（２）会社が、取締役、監査役、会計監査人の責任の一部を免除する場合（第４８条）

（３）株主代表訴訟を受けた場合（第４９条～第５１条　　）

２　いずれの場合においても、監査役は法令の内容を理解したうえで適確な判断と対応が求められる。

３　**全ての監査役が直面する可能性がある**ので、基準には規定しておくべきである。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
第９章　株主代表訴訟等への対応 **（取締役と会社間の訴えの代表）** **第 47 条** 　監査役は、会社が取締役に対し又は取締役が会社に対し訴えを提起する場合には、会社を代表する。		**【解説】（訴訟における会社の代表）** 会社の業務に関する裁判上の行為を行うのは代表取締役であるが（法 349④）、監査役設置会社の場合は、会社と取締役間の訴訟に関して会社を代表するのは監査役である（法 386）。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（取締役等の責任の一部免除に関する同意） **第 48 条** 1．次に掲げる監査役の全員の同意は、**監査役会**における協議を経て行うことができる。 一　取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出することに対する同意 二　取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意 三　定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役会に提出することに対する同意 四　社外取締役との間で責任限定契約をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意	規定例 **（監査役会が設置されていない場合）** 下線部を次のとおり修正する。 「次に掲げる同意は、監査役全員で行わなければならない。」 （注）監査役協議会等がある場合は、第1項の「監査役会」を「監査役協議会」等とする。 **【解説】（取締役の責任の一部免除）** 取締役の責任の一部免除とは、「取締役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに、最低責任限度額を超える部分について免除する」ことをいう(法 425①)。 ① 一部免除には、次の3とおりの方法がある。 **ア）株主総会の特別決議により免除(法 425、309②八)** この場合、対象となる取締役の責任免除に関する議案提出について、監査役全員の同意が必要(法 425③)。 議案には、責任の原因となった事実、賠償責任を負う額、免除できる額の限度、その算定の根拠、責任を免除すべき理由と免除額を記載しなければならない(法 425②)。 **イ）定款の規定に基づき取締役会の決議により免除(法 426)** この場合、取締役の責任免除に関する定款変更に関する議案の提出、及び取締役会における責任免除議案の提出について、監査役全員の同意が必要(法 426②)。 定款には、「責任の原因となった事実の内容、その取締役の職務の執行の状況、その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、免除できる額を限度として、取締役会の決議により免除できる旨」を定めなければならない(法 426①)。 〔右の欄に続く〕	〔左の欄から続く〕 取締役会が、本定款の規定により、取締役の責任の免除を行うとの決議を行ったときは、取締役は、上記の事項及び責任を免除することについて遅滞なく公告又は株主に通知しなければならず、総株主の3%以上の株主が異議を唱えたときは、責任の免除ができない(法 426③～⑤)。 **ウ） 定款の規定を設けて、責任限定契約を締結(法 427)** 「社外」の取締役等のみが対象。 この場合、「社外」取締役との責任限定契約の締結に関する定款変更に関する議案の提出に関して、監査役全員の同意（注）が必要（法 427③）。 （注）社外監査役との責任限定契約に関する定款の提出には、監査役の同意は不要。 ② 上記①のア）及びイ）の場合、監査役は、責任の一部免除の対象となる取締役の職務執行の状況及び特に免除する理由や事情が相当と判断する根拠を慎重に検討のうえ、同意することが必要。 なお、この場合については、本条第2項を参照。

２．前項各号の同意を行うにあたり、監査役は、定款変更にかかる議案に対する同意については定款変更の当否や提案理由の適切さ等を、責任の一部免除にかかる議案に対する同意については免除の理由、監査役が行った調査結果、当該事案について判決が出されているときにはその内容等を十分に吟味し、かつ、必要に応じて外部専門家の意見も徴して判断を行うものとする。		**【解説】（監査役としての判断及び外部専門家の意見の聴取）** 取締役の任務懈怠の程度が「取締役が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかった」といえるものかどうか、さらに「一部免除」が相当と認められるだけの理由や状況が実際にあるのかどうかの判定を監査役は行わなければならない。これらの判断に際しては、弁護士に相談して、慎重に対応することが必要である。 ➡ 第1項の**【解説】**も参照。
３．第１項各号の同意の当否判断のために行った監査役の調査及び審議の過程と結果については、監査役は、記録を作成し保管するものとする。		
４．法令の規定に基づいて**会計監査人**の責任の一部免除に関する議案（責任限定契約に関する議案を含む）が株主総会又は取締役会に提出される場合についても、監査役及び**監査役会**は、本条の規定に準じるものとする。	規定例 **（会計監査人が設置されていない場合）** 第4項を削除する。	**【解説】（会計監査人の責任の一部免除）** 会計監査人についても、任務懈怠があったときは、会社に対して損害賠償責任を負うが、その責任の一部免除を行うときは、取締役等の責任の免除を行うときと同様の検討と判断に基づき対応する。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（株主代表訴訟の提訴請求の受領及び不提訴理由の通知） **第 49 条** １．監査役は、取締役に対しその責任を追及する訴えを提起するよう株主から請求を受けた場合には、速やかに他の監査役に通知するとともに、**監査役会**を招集してその対応を十分に審議のうえ、提訴の当否について判断しなければならない。	株主代表訴訟における監査役の対応については、監査役監査実施要領第12章第2項参照。 **規定例1**　**（監査役会が設置されていない場合）** 下線部を次のとおり修正する。 「通知し、監査役間でその対応を十分に審議のうえ、」 **規定例2**　**（監査役協議会等を任意で設けている場合）** 「監査役会」を「監査役協議会」等とする。	**【解説1】（中小会社における株主代表訴訟）** 中小会社であっても、株主代表訴訟は発生している。むしろ、大会社や上場会社と異なり、株主がマスコミ報道等によらずに取締役の任務懈怠を認識する機会は多いと思われるので、監査役は留意する必要がある。 **【解説2】（株主からの提訴請求）** ①　会社法第 847 条第1項に基づく。 ②　監査役設置会社において、左記の訴えの提起の請求を受けるのは、監査役である（法386②）。
２．前項の提訴の当否判断にあたって、監査役は、被提訴取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴するとともに、関係資料を収集し、外部専門家から意見を徴するなど、必要な調査を適時に実施しなければならない。		**【解説】（提訴の当否判断）** ①　提訴の当否判断は、株主による提訴請求の日から 60 日以内に行わなければならない（法847③）。 ②　提訴の当否判断には、訴訟を念頭に置いた専門的な調査や検討が必要なので、弁護士の意見を徴すべきである。
３．監査役は、第１項の判断結果について、取締役会及び被提訴取締役に対して通知する。		

４．第１項の判断の結果、責任追及の訴えを提起しない場合において、提訴請求株主又は責任追及の対象となっている取締役から請求を受けたときは、監査役は、当該請求者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出し、責任追及の訴えを提起しない理由を通知しなければならない。この場合、監査役は、外部専門家の意見を徴したうえ、**監査役会**における審議を経て、当該通知の内容を検討する。 一　監査役が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む） 二　被提訴取締役の責任又は義務の有無についての判断及びその理由 三　被提訴取締役に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及の訴えを提起しないときは、その理由	**規定例1**　**（監査役会が設置されていない場合）** 下線部を次のとおり修正する。 「監査役間でその対応を十分に討議のうえ、」 **規定例2**　**（監査役協議会等を任意で設置している場合）** 「監査役会」を「監査役協議会」等とする。	**【解説】（提訴しない場合）** ①　提訴しないときには、提訴請求株主又は被提訴請求取締役から請求があれば、第 49 条第4項各号に掲げる事項を当該請求者に通知しなければならない（法 847④、施行規則 218）。 ②　提訴しない場合、これを不満と考える株主は訴訟する可能性が高く、法的な判断と対応が必須となるので、弁護士を交えての検討が必要である。
５．監査役は、提訴の当否判断のために行った調査及び審議の過程と結果について、記録を作成し保管するものとする。		➡　第50条第2項の**【解説】**参照。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（補助参加の同意） **第 50 条** 1．株主代表訴訟における会社の被告取締役側への補助参加について、監査役全員の同意は**監査役会**における協議を経て行うことができる。	規定例1 **（監査役会が設置されていない場合）** 1．会社が被告取締役側の補助のため株主代表訴訟に参加しようとするときは、監査役全員が同意しなければならない。 規定例2 **（監査役協議会等を任意で設置している場合）** 「監査役会」を「監査役協議会」等とする。	**【解説】（補助参加の同意）** ① 会社は、株主から訴追された取締役（又は取締役であったもの）を補助するため、責任追及の訴えに係わる訴訟（株主代表訴訟）に参加することができる(法 849①)。 ② 会社が本訴訟に補助参加するには、監査役全員の同意を得なければならない（法 849②）。
2．前項の補助参加への同意の当否判断にあたって、監査役は、代表取締役及び被告取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴するものとする。監査役は、補助参加への同意の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管する。		**【解説】（同意の当否判断）** 同意するかどうかの当否判断において、監査役が善管注意義務を果たすためには、左記第2項に従い取締役や関係部署からの報告等を求め、弁護士の意見も徴して、判断の過程と結果について記録を残すことが重要である。

（訴訟上の和解） **第 51 条** 1．監査役は、株主代表訴訟について原告株主と被告取締役との間で訴訟上の和解を行う旨の通知及び催告が裁判所からなされた場合には、速やかに**監査役会**等においてその対応を十分に審議し、和解に異議を述べるかどうかを判断しなければならない。	**規定例1（監査役会が設置されていない場合）** 下線部を次のとおり修正する。 「監査役間でその対応を十分に討議し、」 **規定例2（監査役協議会等を任意で設けている場合）** 「監査役会等」を「監査役協議会等」とする。	**【解説】（訴訟上の和解）** ① 株主が取締役の責任追及訴訟において和解をする場合、会社が和解の当事者でないときは、会社の承諾が必要となる（法 850①）。このため、裁判所は、会社に対し和解の内容を通知し、当該和解に異議があるときは 2週間以内に異議を述べるべきことを催告する（法 850②）。 ② この場合、取締役に対する訴訟に係わる和解内容の通知及び催告は、監査役が受領する（法 386②二）。 ③ 会社が2週間以内に書面で異議を述べなかったときは、通知された内容で株主が和解することを承諾したものとみなされる(法 850③)。 ④ 本件に関する和解の場合、取締役の責任は、総株主の同意がなくても、和解の内容まで免除される(法 850④)。
2．前項の訴訟上の和解の当否判断にあたって、監査役は、代表取締役及び被告取締役のほか関係部署から状況の報告を求め、又は意見を徴し、必要に応じて外部専門家からも意見を徴するものとする。監査役は、訴訟上の和解の当否判断の過程と結果について、記録を作成し保管する。		**【解説】（和解の当否判断）** 和解するかどうかの当否判断においても、監査役は、第50条第2項におけるときと同様の注意を払って対応することが重要である。

第１０章　　監査の報告

1　本章は、監査役が実施した監査の「記録」、「報告」、「説明」に関する基本的な事項について規定しており、**全ての監査役に適用**される。

2　監査役の監査活動の内容と結果を株主に報告することは、監査役の必須の義務であるが、株主に対して「取締役の職務執行に関して指摘すべき事項がない」と報告するためには、期中の監査活動及びそれに基づく発見事項や留意事項等を取締役に対して適切に報告・説明し、取締役の適切な判断と行動を促すことにより、会社の健全で持続可能な発展を後押しするように努めることが大切である。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
第１０章　監査の報告 **（監査内容等の報告・説明）** **第 52 条** 　監査役は、監査活動及び監査結果に対する透明性と信頼性を確保するため、自らの職務遂行の状況や監査の内容を必要に応じて説明することが監査役の重要な責務であることを、自覚しなければならない。		
（監査調書の作成） **第 53 条** 　監査役は、監査調書を作成し保管しなければならない。当該監査調書には、監査役が実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記録する。		

（代表取締役及び取締役会への報告） **第 54 条** １．監査役及び**監査役会**は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役及び取締役会に報告する。 ２．監査役及び**監査役会**は、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を代表取締役及び取締役会に報告し、必要があると認めたときは、助言又は勧告を行うほか、状況に応じ適切な措置を講じなければならない。	規定例 **（監査役会が設置されていない場合）** 第1項及び第2項の「及び監査役会」を削除する。	**【解説1】（報告の頻度について）** 第1項における報告は、監査の実施状況と結果に応じて、必要の都度行うことでも良い。 **【解説2】（監査役協議会としての意見表明）** 第1項及び第2項について、（監査役協議会を任意で設けている場合、監査役全員で意見を表明する場合には、必要に応じて「監査役協議会としての意見」である旨を伝えるのは、効果があると思われる。
（監査報告の作成・通知） **第 55 条** １．監査役は、監査役監査報告を作成し、**監査役会**に提出する。	規定例1 **（監査役会はないが、2名以上の監査役がいる場合）** 1．監査役は、監査報告を作成し、他の監査役にも提供する。 規定例2 **（監査役協議会等を任意で設けている場合）** 「監査役会」を「監査役協議会」等とする。	

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
2．**監査役会**は、各監査役が作成した監査役監査報告に基づき、審議のうえ、正確かつ明瞭に**監査役会**監査報告を作成する。	**規定例1**　**（監査役会はないが、2名以上の監査役がいる場合）** 2. 監査役は、各監査役の監査意見及び監査報告の内容について説明を受け、相互に意見交換をする。 **規定例2**　**（監査役協議会を任意で設けている場合）** 上記**規定例1**の1行目を以下のとおりとする。 2. 監査役は、監査役協議会において、各監査役の　・・・（以下同じ）・・・。 **規定例3**　**（株主に提供する監査報告）** 上記**規定例1**の場合、次の条項を追加することも考えられる。 3. 株主に提供する監査報告については、各監査役の監査報告の内容が同一である場合には、各監査役の監査報告をとりまとめた一つの監査報告を作成し、これを提供することができる。	**【解説2】**　**規定例3**（株主に提供する監査報告） ①　株主に提供する監査報告については、**規定例3**のように取り扱うことが可能である（施行規則 133①二号ロ、計算規則 133①二号ロ又は三号ホ）。 ②　なお、各監査役の監査意見が同一の場合は、各監査役の監査報告と株主に提供する監査報告を、形式上は一通の監査報告書という形でとりまとめて書面を作成することも差し支えないものと考えられる。 ③　ただし、この作成方法を採用する場合には、各監査役の監査の方法・内容がそれぞれ明示されるように作成され、各監査役の監査の範囲や監査日程等についても明らかにされるべきだと考えられる。 （注）　会社法立法官の説明（新会社法関係法務省令の解説／別冊商事法務No. 300）を参考にして解釈。

3．**監査役会**は、特定取締役（第 25 条第２項及び第 31 条第１項に規定された特定取締役をいう。以下本条において同じ）から受領した事業報告、計算関係書類その他の書類について、法定記載事項のほか、開示すべき事項が適切に記載されているかを確かめ、必要に応じ取締役に対し説明を求め、又は意見を述べ、もしくは修正を求めなければならない。	**規定例**（監査役会が設置されていない場合） 「監査役会」を「監査役」とする。	
4．**監査役会**は、**監査役会**監査報告を作成するにあたり、取締役の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認するとともに、第 41 条第２項に掲げる事項にも留意のうえ、**監査役会**監査報告に記載すべき事項があるかを検討する。	**規定例**（監査役会が設置されていない場合） 下線部を以下のとおり修正する。 「4. 監査役は、監査役監査報告･･･(以下同じ)」	
5．監査役は、**監査役会**監査報告の内容と自己の監査報告の内容が異なる場合には、自己の監査役監査報告の内容を**監査役会**監査報告に付記することができる。	**規定例**（監査役会が設置されていない場合） 第5項を削除する。	**【解説】** **規定例**（株主に提供する監査報告） 各監査役の監査報告の内容が異なれば、株主にはそれぞれの監査報告を提供することになる。
6．監査役は、自己の監査役監査報告及び**監査役会**監査報告に署名又は記名押印し、常勤の監査役及び社外監査役はその旨を記載する。また、**監査役会**監査報告には、作成年月日を記載しなければならない。	**規定例**（監査役会が設置されていない場合） 「及び監査役会監査報告」を削除する。 「また」以下の後段の「監査役会」を削除する。	**【解説】（監査役監査報告）** 監査役監査報告にも作成年月日を記載しなければならない。

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
7．特定監査役（第 25 条第 5 項及び第 31 条第 4 項の規定により定められた特定監査役をいう。以下本条において同じ）は、事業報告等に係る**監査役会**監査報告の内容及び計算関係書類に係る**監査役会**監査報告の内容を特定取締役に通知し、計算関係書類に係る**監査役会**監査報告の内容を**会計監査人**に通知する。ただし、事業報告等に係る監査報告と計算関係書類に係る監査報告を一通にまとめて作成する場合には、当該監査報告の内容を**会計監査人**に通知する。	規定例1 **（監査役会が設置されていない場合）** 左記規定のうち3箇所ある「監査役会監査報告」について、「監査役会」を削除する。 規定例2 **（会計監査人を設置していない場合）** 7. 特定監査役（第 25 条第5項及び第 31 条第4項の規定により定められた特定監査役をいう。以下本条において同じ）は、事業報告等に係る**監査役会**監査報告の内容及び計算関係書類に係る**監査役会**監査報告の内容を特定取締役に通知する。 （注）「監査役会」を設置していない場合は、規定例2における2箇所の「監査役会監査報告」について、「監査役会」を削除する。	
8．前項において、特定監査役は、必要に応じて、事業報告等に係る**監査役会**監査報告の内容を特定取締役に通知すべき日について特定取締役との間で合意し、計算関係書類に係る会計監査報告の内容を特定監査役に通知すべき日並びに計算関係書類に係る**監査役会**監査報告の内容を特定取締役及び**会計監査人**に通知すべき日について特定取締役及び**会計監査人**との間で合意して定めるものとする。	規定例1 **（監査役会が設置されていない場合）** 左記規定のうち2箇所ある「監査役会監査報告」について、「監査役会」を削除する。 規定例2 **（会計監査人が設置されていない場合）** 左記規定のうち2箇所ある「及び会計監査人」について、これを削除する。	

（電磁的方法による開示） **第 56 条** １．株主総会参考書類、事業報告、個別注記表又は連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告及び**監査役会**監査報告を含む）に記載又は表示すべき事項の全部又は一部について、インターネットによる開示の措置をとることにより株主に対して提供したものとみなす旨の定款の定めがある会社において、取締役が当該措置をとろうとしている場合には、監査役は、当該措置をとることについて検討し、必要があると認めたときは、異議を述べなければならない。	**規定例**（電磁的方法による開示を行わない場合） 第 56 条を削除する。	
２．取締役が前項の定款の定めに基づく措置をとる場合に、監査役は、現に株主に対して提供される事業報告又は計算書類もしくは連結計算書類が、監査報告を作成するに際して監査をした事業報告又は計算書類もしくは連結計算書類の一部であることを株主に対して通知すべき旨を取締役に請求することができる。		

当協会の監査役監査基準	規　定　例	
	見直しの例／見直しの趣旨	規定例適用における解説等
（株主総会への報告・説明等） **第 57 条** 1．監査役は、株主総会に提出される議案及び書類について法令もしくは定款に違反し又は著しく不当な事項の有無を調査し、当該事実があると認めた場合には、株主総会において意見を報告しなければならない。また、監査役は、監査役の説明責任を果たす観点から、必要に応じて株主総会において自らの意見を述べるものとする。		**【解説】（株主総会の決議及び報告の省略）** ① 取締役又は株主が株主総会の目的事項について提案し、当該提案について株主全員が書面又は電磁的記録により同意を表明したときは、株主総会を実際に開催しなくても、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとして取り扱うことができる(法319)。 ② また、取締役が株主の全員に対して株主総会に対する報告事項について通知し、株主全員が当該事項を株主総会に報告する必要がない旨の意思表示を書面又は電磁的記録により行ったときは、当該事項が株主総会に報告されたものとして取り扱うことができる(法 320)。 ③ 完全子会社や株主が限定されている閉鎖的な会社の場合は、株主総会を開催しなくても、決議事項や報告事項の内容が株主に承諾されているので、このような省略手続が行われることが少なくない。
2．監査役は、株主総会において株主が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。		
3．監査役は、株主総会議事録に議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確かめる。		

（附則） 　本基準において、「記載」には、その性質に反しない限り、電磁的記録を含むものとする。また、本基準において言及される各種書類には、電磁的記録により作成されたものを含むものとする。		

以上